国立大学協会



昭和37年6月 第22号

 集
 報

 昭和三十六年度決算

 昭和三十七年度予算案

会則、各役員、各委員等一覧表、要望書……等

第二十三回総会、役員会、委員会……等

 \equiv

(第二十二号)

国

立

大

学

協

会

目 次

事 業 報 告

1	一般教育特別委員会	
2	第一常置委員会小委員会	
3	第三、第四常置委員会同専門委員会合同委員会(昭和三六・一〇	
	• [0]	
4	第三、第四常置委員会専門委員会(昭和三六・一一・一〇)二	
5	第二十三回総会開催前日開かれた委員会(昭和三六・一一・一	
	六)	
6	第二十三回総会(昭和三六・一一・一七、一八両日)四	_
7	第四常置委員会専門委員会(昭和三七・一・二五)九	
8	役員会(昭和三七・四・二一)	
		_
_	、調査	
		_
昭和	昭和三十七年度国立学校予算小観	
第	(第四〇回国会成立 池 田 内閣)	^

会 計 報

昭和三十六年度〈至昭和三十七年三月三十一日〉決算…………二五 附財産目録

昭和三十七年度〈至昭和三十八年三月三十一日〉予算案…………二六

彙

報

	前会長矢内原忠雄先生告別追悼式について	について		8、昭和三十七年度以降の大学卒業予定者の就職に関する申合わせ		各専門委員一覧表
í			, 宜興年 1 日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	竹畳耳耳目にはまい里豆に 前会長矢内原忠雄先生告別追悼式について		
前会長矢内原忠雄先生告別追悼式	前会長矢内原忠雄先生告別追悼式				昭和三十七年度以降の大学卒業予定者の就職に関する申国立文教施設整備費増額に関する懇談会	
前会長矢内原忠雄先生告別追悼式について	前会長矢内原忠雄先生告別追悼式について	について			昭和三十七年度以降の大学卒業予定者の就職に関する申国立文教施設整備費増額に関する懇談会	
前会長矢内原忠雄先生告別追悼式についてについて	前会長矢内原忠雄先生告別追悼式について	についてについて	について			•
				•		
						第一常置委員会小委員会委員一覧表
名常置委員会委員一覧表		について	について	国立文教施設整備費増額に関する懇談会		第一常置委員会小委員会委員一覧表
自立力等協会名員 賢妻・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	前会長矢内原忠雄先生告別追悼式	について	について	国立文教施設整備費増額に関する懇談会各専門委員一覧表	受望書の最当へ第11十三回&を) を専門委員一覧表	第一常置委員会小委員会委員一覧表
古会長矢内原忠雄先生告別追悼式	前会長矢内原忠雄先生告別追悼式	国立大学協会役員一覧表	について	国立文教施設整備費増額に関する懇談会各常置委員会委員一覧表	日本 1 1 1 1 1 1 1 1 1	第一常置委員会小委員会委員一覧表

(主として国立大学、同付属病院、付置研究所の歳出予算について)

東京工業大学事務局長 佐藤憲三…………………………………

報 告

1 般教育特別委員会

十三回総会に報告され、その承認を得た。 に調査研究を重ねられた。そして、この特別委員会を打ち切るよう第二 昭和三十六年十一月六日にいたる前後十八回の委員会議を開催し、熱心 この両日開催)において報告の通り、昭和三十四年十二月十六日から、 森戸委員長から、第二十三回総会(昭和三十六年十一月十七日・十八

した。 刷し、昭和三十七年三月に各大学長宛にそれぞれ小包郵便をもつて送付 トを作成発行することとなり、各大学より予約申込を受け、六千部を印 国立大協会は「大学における一般教育について」と題するパンフレツ

私立大学協会、 た。文部省大学学術局大学課、大学基準協会、日本私立大学連盟、 ここにはその重複を避ける。追て左記宛にも参考のためそれぞれ送付し 「まえがき」に詳細にわたり発行に関することが述べられているので、 なお、この「大学における一般教育について」の巻頭に、 公立大学協会、 私立大学懇話会、 日本学術会議、 森戸先生の 、民主教 日本

2 第 常置委員会小委員会

けるこの委員会の開催年月日は次の通りである。 第二十三回総会(昭和三十六年十一月十七・十八両日開催) 以降にお

昭和三七・一・二四(水)第12回

// 二・二一(水)第13回

三・ 七(水) 第 14 回

四・二〇(金) 第 15

> 法学部教授久保正幡氏を専門委員に委嘱して、同氏もこの会議から参加 四月二十日(金) (第十五回) 小委員会開催の際は新らたに東京大学

総会に報告されることになつている。 については、なお引続き調査研究中であり、 は一応第二十三回総会に案のまま報告されたのであるが、 「大学の管理運営に関する国立大学協会第一常置委員会中間報告案」 平沢委員長から第二十四回 審議未了の点

3 第三、第四常置委員会、 同専門委員会

合同委員会議事要録

日 時 昭和三六・一〇・一〇(火)午前一〇時より

場 東京大学講堂南側会議室

所

文部省 西田学生課長

出席者 各委員長、各委員、各専門委員

欠席者 委員、大分、和歌山、 大学学生部長 産、京都学芸大学長、 専門委員、一橋、 鳥取、東京教育、 金沢、東京水 名古屋、 Ш 梨

があり、なお九州大学より資料闫の集団力学講座は、九州大学教育学部 ⇔中の改善試案および資料⊜の集団力学研究員制度の実施について説明 文大生第五六○号、局長通知、集団力学研究員制度について、の中資料 知、厚生補導専門職員研修センターについて、闫昭和三六、一〇、六附 について(略)、⇔昭和三四、九、 およびその運営の改善について、②大学における学生の健康管理の改善 料⊖学徒厚生審議会の答申⑴大学における学生の厚生補導に関する組織 について、闫学生の健康管理強化(専門保健医の確保、課の新設等)に ついて、その要望理由の説明があり、次いで西田学生課長より、配布資 より、七大学よりの要望事項⊖有能な学生部職員の採用確保に対する措 置(枠外任用)について、臼学生部次長に教育職俸給表臼を適用すること 都崎委員長主宰の下に開会、代員出席者の紹介があつて、東北大学長 一五、附文大生第三六七号、局長通

あつた。 が学門の一体系として自主的に行うものであることについて補足説明が

(昼食の後午後の審議に入る

体の健康管理を行うことにしたいと考える。これを具体化するにはどう られる。これを全国の大学にも置いて、 所があり、 京都大学は事務局に保健診療所を、 設等の点について質疑応答があり、医学部を置かない大学からも委員を すればよいか、北海道大学、東京大学、 取大学およびお茶の水女子大学の学生部長を煩わす予定である。 お願いすることとし、東京水産大学、東京教育大学体育学部の教官、 との関係、 れに対し、 員にお願いして検討の上、具体案を樹てることとしたい旨提案がありこ 改善試案を中心にして、 北村第四常置委員会委員長より、学生の健康管理の途を開きたい。 組織および職制の問題については、 学生の厚生補導に関する組織および職制の改善方法について、 その診療所の職能の範囲(診断、 医学部の助教授が所長としてこれに当たり、実績を挙げてお 医学部を置かない大学の専門医の置き方とその待遇、 事務局に保健課を置き専門の医師が担当されている。 資格基準、 厚生補導の業務内容の明確化、厚生補導専門職 処遇、 東京大学でも学生部に学生保健診療 職員の健康管理も含めた大学全 京都大学の診療所の方を専門委 研修等について種々意見の開陳 治療、健康相談)と厚生省 専門委員会において検討し 診療施 鳥 北

4 第四常置委員会専門委員会 求を目途として推進することとした。

て取纒めた上、これを各大学に送り意見を聞くこと、

なお来年度概算要

日 時 昭和三六・一一・一〇(金)午前十時--午後三時二

出席者 都崎委員長、 東京大学大講堂南側会議室 各専門委員

(欠席者)

北村委員長

都崎委員長主宰の下に開会。 西田学生課長、

開会に当り、 委員長から、専門委員の交替について、 次のとおり紹

があつた。

(回)

天 羽 良 피 鬼 松頭 英

金沢大学学生部長

名古屋大学学生部長 柏 木 重

集団力学研究員制度実施状況について

秋

なる事務的世話のみで、制度そのものには何等タツチしていないとの ならなかつた。聞くところによれば、東北大学教育学部附属小学校教 され一部には印刷物を示したところ納得し、正式には抗議の対象には 足した。この制度につき新聞社や学生代表から、この内容につきただ 育委員会の社会教育担当職員は、一名もなかつたとの報告があつた。 かつたが、十五名(うち四名は私立大学)の申込みがあつた、今回 とで、あまり心配することはないようである。学生部は、 で、いずれも大学卒業生の立派な人々で、 諭は別として各大学学生の学生補導厚生の関係職員で、 また原専門委員から、この制度は十五名の研究員で十一月一日から発 西田学生課長から、右については、申込み締め切り期日まで日 楽しく受講しているとのこ 大体若い人々 宿泊所等単 は短 (2

報告があつた。 学生の厚生補導の組織について

学生課のないものがある。 があつた。それによると大体は学生課、厚生課に分れているが、ほ 前回に引き続き話し合いがあつた。その大要は次のとおりである。 していない。事務局は大体、 かに教務課のあるところもある。 員がもらえないことになるとのことである。 委員長から、関東甲信越地区における学生部の組織について報告 学生部については、 文部省では、 課の組織、 何等規定がない。行政体形を整えないと定 課の職務内容や用語等は全く区々で一定 庶務会計施設の各課が明記されている 名称は認可を得ることとし、 なかには学生部が独立しないもの また、 西田学生課長か 行政指導

(**)

Ø

(1)

教務課厚生課にするとの説明があつた。 おはいいわけである。綜合大学は学生課、厚生課とし、単科大学は 方ム実施等それぞれの課名とその所掌事務を示したから、これによ 方の相談、保健教務課は修学上の指導、及び事業計画、カリキユ は学生の指導、助言、厚生課は学生の厚生福祉についての施設、経 として、係までは示さなかつたが課名の標準分類を示した。学生課

2 ついで、これについて各地区、大学等の実状の報告があり、これについで、これについて各地区、大学等の実状の報告があり、これについて各地区、大学等の実状の報告があり、これでいる問題でもあり、根本的な考え方についてどう取り上げるか、各大学だけの立場からでなく、意見を伺いたいとの要望があつた。とで対して、西田学生課長から、以上の報告は、各ブロツクの状況のということでなく、社会的にも注目されている問題でもあり、根本的な考え方についてどう取り上げるか、各大学だけの立場からでなく、意見を伺いたいとの要望があつた。というに対して、本語を表示という。

8 西田学生課長から、当面の問題としては、(1)人を揃えること(2)良

5 西田学生課長から、学生部の職務の内容と質について、教務の主職種例えば補導職のようなものを設けてはどうか。ある大学では、厚生補導専門の教授(籍は学部)をおいているところがある。実情のまでを必要し、制度上はないが、大学で決めているところがある。実情を指導の身分では、本当の厚生補導の仕事はできないが、第三の

学的の専門職であるとの説明があつた。主事、相談室長等を示された最初の二つは行政官、他は学問的、医サービスの施設)、保健室長(医師専任)、学生会館の長、寮務の育担当主事(集団活動の指導)、学生の個人指導の主事、(学 生任官、学生主任(奨学生、アルバイト、学生生活、環境)、課外教

こ。〜(委員長午後三時所用あり退席、斯波専門委員代つて議事を進め(委員長午後三時所用あり退席、斯波専門委員代つて議事を進め

6 当ることし、 題として原案を作ることとした。その作成には、 はないかということになり、答申案提出の如何にかかわらず、新課 会で決めることで、専門委員としては意見を提出するのみでいいで 検討のプロセスについては、種々の意見があつたが、第三常置委員 ば文部省も処置できる。 か。との意見があり、西田学生課長からもこれに関する答申があれ はないか。これを専門委員に委嘱されれば検討していい で は な い ついて、西田学生課長の提要もあり、第三常置委員会で検討の必要 官にするか否か、 職制については、 資料は文部省から提供していただくこととした 新たに職を設けるべきか、これらの具体的方向に 学部に属しない教官をおくか、そのポストを教 必要あれば資料を提供すると述べた。 関東甲信越部会で

5 第二十三回総会開催前日開かれた委員会

場 所 東京大学講堂内別室

年月日

昭和三六・一一・一六

余

第一常置委員会

第二〃 〃 〃

第三〃

//

第五〃 〃 〃

後両日開催される第二十三回総会に報告することになつた。右の通りそれぞれの委員会が開催され、それぞれの委員長より明・

(3)

6 役員会(第二十三回総会第一日)

H 時 昭和三六・一一・一七(金)午前九時三十分——十時

場 所 日本学術会議控室

議 題 総会の運営について

出席者 会長、各副会長、各理事、 各監事、各常置委員会委員

茅会長主宰の下に開会、

一、議事日程について

会長から、第二十三回総会の議事日程について別残により説明があ

り、原案どおり承認された。

第七常置委員会委員長の後任選出について

ばれた。 任を選出されたいと述べ協議の結果北川大阪学芸大学長が委員長に選 会長から、委員長の村上東京学芸大学長が退任されたので、

文部省関係の新聞記者の傍聴の許否について

こととした。 聴したい者があれば、心配ない限り許可するという暫定的措置を採る 係もあるので、いずれ原案を作成の上再検討することとし、今回は傍 討議の結果、公開ということも適当ではなく、また新聞記者以外の関 会長から、本協会のPRのため傍聴を許してはどうかと諮り、 種々

議会関係者との懇談について

国会議員坂田自民党文教調査会長外三氏と懇談し、文教施設整備に関 ることは必要であると述べた。 する資料を持参詳細に亘り説明した。それぞれ県出身の議員と懇談す 会長から、昨日朝、杉野目第六常置委員会委員長外三名の方々と、

奨学金に格差があるとのことであるが、本協会として考える必要はな 大学院学生の奨学金について 朝永東京教育大学長から、右については、理工系と人文社会系との

> とについては、その検討を第六常置委員会に付託することとした。 いか、また学内における割振りの問題もあるとの提案があり、このこ

その他

とした。 いて、テレビ撮影を許されたいとの申出があり、これを許容すること 本日、NHKから、会議開催に当り、その邪魔にならない範囲にお 上

6 第二十三回総会議事要録 (第一日)

日 時 昭和三六・一一・一七 (金) 十時

場 所 日本学術会議講堂

出席者 各国立大学長

学長代理出席(東北大学、

岩手大学

欠席者 東京学芸大学長

文部省 小林大学々術局長、村山大学課長、蒲生庶務課長、西 田学生課長、安養寺教職員養成課長、 宮地人事課長、

> (4)

安嶋会計課長、 田中教育施設部長

茅会長議長席につき開会を宣す、

議事日程について

会長から、本総会の議事日程について、 別残により説明があり、 原

案どおり承認された。

二、会員及び委員長の交替について のとおり紹介された。 会長から、前総会以後における会員及び委員長の交替について、

次

(-)会員の交替

群馬大学長

名

新 学

長谷川

秀 長

治

旧

長

岡 田 īΕ 弘

金沢大学長

石

橋

雅

東京医科歯科大学長

相 (学長事務取扱)葉 伸

長 尾

戸 田 正 Ξ

(

, Ø

0

東京学芸大学長 九州工業大学長 高 妻 坂 木 正 徳 村 嘉 村 平

> 亮 八

委員長の交替

委員会名

第三常置委員会委員長 都崎茨城大学長

委員長

旧

戸田金沢大学長 児玉徳島大学長

第七常置委員会委員長 第四常置委員会委員長 北村長崎大学長 北川大阪学芸大学長 村上東京学芸大学長

会務について 会長から、前総会以後における本会の活動状況について、 次のとお

三

り報告された。

面に提出した。 七月十三日、 (会報第二十一号第二十三—二十六頁所載) 第二十二回総会の決議に基ずぎ、要望書を関係各方

第一常置委員会は一回、 小委員会は三回開催

第三、第四常置委員会と同専門委員会との合同委員会を十月十日 第三、第四常置委員会の専門委員会を十一月十日に開催

(1) 一般教育特別委員会は三回開催、 「教養課程における外国語教育について」(会報第二十一号二 その中間報告は次のとおり、

七一二十八頁)

八一二十九頁) 「教養課程における保健体育について」(会報第二十一号二十

(4) (五) 九月十三日、役員会開催(会報第二十一号十六一十八頁) 十一月十六日、第一、第二、第三、第五、第六各常置委員会開催

文部省より、大学設置審議会委員村上東京学芸大学長と渡辺静岡 大学設置審議会委員後任候補者の推薦について

あり、 大学長の任期満了に伴い、その後任候補者の推薦方について依頼が 村上東京学芸大学長 左記四名を推薦した。 (会報第二十一号二十七頁)

黒沢横浜国立大学長 渡辺静岡大学長

高橋一橋大学長

で出席できない旨返事があつた。 流球大学長をオブザーヴアーとして招待したところ、今回は都合

띡 昭和三十七年度概算要求について

Ŧ, 学生会館を置く基準等について質疑応答があり、以上文教予算の確保 興についても、理工系とのバランスを考えて特に配慮してほしいこと ては、 については、この上とも一層の強力且つ抜本的な推進方を要望した。 大学院学生に対する奨学金、寄附による学生会館などの維持運営費、 別表について詳細な説明があり、これに対し、人文・社会科学系の振 実等についても強く要求することにしている旨を述べ、別残重点事項 こと及び育英奨学制度の拡充、学生の生活環境の整備、 文部省の最も大きい予算を占める教育研究の充実に 重点をおいている 遇改善、教職員の充実、 改正給与法の要旨について 小林大学々術局長より、昭和三十七年度文教予算の概算要求につい 前回にも申し上げたとおり、科学技術者の養成確保、 研究費の増額確保、 国立大学施設整備充実等 厚生補導の充 教官の待

宮地人事課長より、別紙改正給与法の要旨について説明があつた。

六 選出議員に働きかける等その実現に協力することとした。 文教施設の緊急整備の必要を要請すること、各大学においてもその県 第二年次の対策等について説明があり、今後とも一層国会等に対し、 国立文教施設整備について 田中教育施設部長より、国立文教施設整備の現状と整備五ケ年計画

t ○第一常置委員会 各常置委員会所管事項報告 平沢委員長

ないので引続いて検討したいと考えている、積極的な御意見を承わり 学部長の権限、 充分に御意見を伺いたい、そして建設的な意見を出してほしい、なお この問題は各方面との関係もあり、重要な問題を多々含んでいるので のに便宣だと考えて、 したが、まだ内容的に検討不充分な点が多にあり、 前総会以後、 小委員会を開いて大学の管理運営に関する問題を討議 教授会の権限等の内容などについてもまだ検討してい 別紙のとおり一応「中間報告」案を作成した、 各位の意見を聞く

○第二常置委員会 久保委員(委員長代理として)

ある。 いて、 これを取りあげることについては疑義がある、闰の問題などは困難で 枠を設ける等特別な配慮がなさるべきである、闰大学の学年開始期を 題であること、このためには国立大学の出題は国として統一すべきで 問題は分いずれの大学も原則として現役が合格者の多数を占めるべ て具申があり、その内容等について話し合つた。ここに取上げている は昨年の総会で大体結論を出している闫の進適については弊害もあり 九月とし入試期を七月に繰り下げられたい、などであるが、伵の問題 これを併用することを考えてほしい、四職業課程履修者に対しては別 験科目等につき配慮されたい、闫適性に関する合理的な方法を考究し ともに必修科目数が多くなるが、受験者の負担が過重にならぬよう試 ある、臼高校教育課程の改訂により、類型の別が一段と明確になると 全国高等学校長協会長から文部大臣へ、大学入試制度改 善に それには高校の正常な授業を受けた者であれば解き得る程度の出 ゆつくり検討したい。 入試制度の問題については、 文部省の事情や関係者の意見も聞 つ

○第三常置委員会 都崎委員長

支障ない限り予算化して実施したいとのことであるが、実現するよう 生補導担当者に対するゼミナールは成功である、文部省でも来年度も 公務員試験の枠からはずして特別職とするなど、これらの点について 配慮願いたい、学生部の要員はなかなか得られない実情にあるので、 れについては明日まとめて報告したい。今年、 専門委員会を開いて、本年度の学生運動等について検討したが、 後日検討したい。 九州大学で実施した学 ح

○第四常置委員会 北村委員長

学部のない大学の健康管理は現実の問題として何等かの対策を講ずる いる、 て検討した、 前総会以後二回委員会を開いて、学生会館、 学生健康診療所の問題は東大など特に成績を挙げているが、 学生会館の増置については文部省としても強く取上げて 寄宿舎等の問題につい 医

9

の担当者を確保したいものである。 得て、予算化に努めたいとのこと、 必要にせまられている、文部省としても、 少くとも各大学に助教授級の専任 実績のある大学から資料を

るようとの要望があつた。 茅会長から最近急増したノイローゼ患者についても併せて検討され

○第五常置委員会 梅原委員長

(1)教官、 あつた。 共同利用研究所の管理、 考慮すること、などこれが推進方について討議した、なお会長より、 共同利用の拡大、(東北大金属材科研、 いる)、闫海外からの研究員の宿舎も整備し交流に便宜を与えるよう 前回の総会に報告した諸点について再検討した。〇各大学の研究の 研究員の宿舎不足の解消(学問、人事交流上の支障となつて 運営の問題も審議に加えられたい旨の要望が 岡山大温泉研など特に要望)

○第六常置委員会 杉野目委員長

るが、これをいかように取扱うか、現段階では文教施設整備を最重点 に昨日坂田自民党文教調査会長外中村、 頁に掲載されているとおり、それぞれ関係当局に対し要望したが、 て午後更に検討したい。 的に取上げる必要があろうかと考える、 **懇談し要望した。前総会決定の要望の趣旨を更に徹底させる必要があ** 会科学の振興についての要望書は、会報第二十一号二十三頁 官研究費の増額闫国立大学施設整備五ケ年計画の完全実施四人文、 前回の決議により提出することになつた臼大学教官の待過改善臼教 原田、 各位の隔意のない意見を承つ 八木の国会議員諸氏と 一二十六 更 (6)

○第七常置委員会 特に報告すべき事項なし (北川委員長)

○一般教育特別委員会 森戸委員長

般教育に関する報告の帰結と要望」を作成したことについて報告があ 要な問題点を取上げて検討審議を重ね、その結果はその都度報告して 来たが、これを一応まとめて最後のしめくりとして別紙のとおり「一 本委員会は、一昨年十二月発足以来前後十八回の会議を開催し、

う準備したいと附言された。告をとりまとめて別冊にして、一般教育担当の教官にも差し上げるよ終了したものと御了承を得たい、なお許されるならば、これまでの報題なども残されて充分意を尽さないが、これで本委員会の任務は一応り併せてその要点について具体的に説明され、まだ縦割り横割りの問り併せてその要点について具体的に説明され、まだ縦割り横割りの問

承された。 会長より、一般教育担当教官にも配布することについて諮られ、了

午后は各常置委員会毎に夫々審議した。

6 第二十三回総会議事要録(第二日)

場 所 日本学術会議講堂 日 時 昭和三六・一一・一八(土)午前九時三〇分

、各常置委員会所管事項の報告茅会長議長席につき、開会を宣す

第一日に同じ

第一常置委員会 平沢委員長

昨日の御発言の内容なども参酌して話し合つたが、まとめて申し上でいる。

いて意見並びに質疑応答があり、また大学によつては成長の途上にあ質、教授会と評議会、評議会と学長、教授会と学部長の関係などにつ朝永東京教育大学長、今中佐賀大学長その他から、大学の自治の本

あつた。悪するようなことにならないよう充分に検討してほしいなどの意見が良識をもつて運営しているものをそのために動きのとれないものに改良識を持ち込む余裕がなくなるおそれはないか、現に折角るものもあり、あまりに細部に亘つてはつきりさせることはどうか、

件あり、これについても検討した。 なお、第一常置委員会の所管事項に属すると思われる要望が左記二

(2) 文部省所轄並びに国立大学附置研究所長会議連絡委員会委員長から、会長に対し、「研究所における大学院問題について」の要望の実現方について願い出があり、第一常置委員会としては研究所が大学院の教育に従事することについては、研究者養成の上から見ても、所の問題もあり、この問題は文部省の研究所協議会での研究を待つ所の問題もあり、この問題は文部省の研究所協議会での研究を持つて研究したい、第五常置委員会にも関連すると思うが、今少し具体的に検討したい。第五常置委員会にも関連すると思うが、今少し具体的に検討したい。第五常置委員会にも関連すると思うが、今少し具体的に検討したい。第五常置委員会にも関連すると思うが、今少し具体的に検討したい。第五常置委員会にも関連すると思うが、今少し具体的に検討したい。第五常置委員会にも関連すると思うが、今少し具体的に検討したい。第五常置委員会にも関連すると思うが、今少し具体的に検討したい。第五常置委員会にも関連すると思うが、今少し具体的に検討したい。

第二常置委員会 久保委員(委員長代理)

全然否定はしないが、合理的な方法があればともかく、一たん廃止必要があろう。文部省でも検討中とのことである。闫進適問題は、が難解である点については批判もあり、出題範囲については検討のた。〇入試問題出題の全国的統一は現段階では困難である。臼問題善に関する意見について再検討した結果、一応次のような結論を得善国高等学校長協会長から文部大臣に具申した、大学入試制度改

軽々しく結論を出すことは差し控えたい。 しても、 特別措置を講ずる点は、 の制度を再び取上げることは賛成でない。 特別扱に規制することは、 各大学でしかるべく考慮さることはよいと 制度上の重要問題であるだけに

第三常置委員会 都崎委員長

事項も大学によつて非常に違うようである。この際在るべき幾つか 職を必要とする、その職名は「教官」であることが望ましい、 的構成は一般的な事務組織でよいが、学生の補導面については専門 の の えているが、教務課を置く大学もある、 課の名称もまちまちであり、文部省では学生課、厚生課の二課を考 する部を置く」とあるが、 で充分に検討することとしたい。 特別な扱いが出来るよう考慮されたいこと、今後は学生の健康保健 の意見がある。また当面の問題としては、学生部に優秀な人材が得 属しない専任の補導教官を置くことが出来るようにすべきであると 義を持たない教官を学生部に置く点に問題が残るが、制度上学部に は学部に所属し、 管理についても力を入れたいので、 .は「学生の厚生補導に関する事務を処理させるため厚生補導に関 ・仕事の内容なども調査し検討したい。 また事務的な面の職制や人 型に分けて、 ?い問題がある、この点については、人事院規則の枠外におくなど 学生部の職制の問題について検討した、 学生部は如何にあるべきかを今後の課題として、 その補導は当然教官が当たるべきもので、 昭和二十四年事務局から独立して以来 専門家に委嘱して、専門委員会 掛の名称、 国立学校設置法施行規則 数及びその所掌 ただ講 学生

お育英から後継者の養成に移行して来た現状からして、少くとも博 れに 五、〇〇〇円を加えたものを要求しているとのことである。 三種を修士は一○、○○○円博士は一五、○○○円に、更に理工はこ 点から文部省が目標を定めて計画を樹て、 は育英会が大学毎に枠を決めているようだが、計画的人材養成の 課程の学生に対しては給費に切り替える必要がある。従つて今ま 次に大学院学生の奨学金の問題について文部省西田課長より事情 現在の八、〇〇〇円、一〇、〇〇〇円、一二、〇〇〇円の 審議会を通じて決める な

> るよう、ここで特にお願いし要望したい。 の人材養成計画は協会自身では出来ないので文部省で十分考えられ 必要があろう。 かかる点についても検討したらとの意見も出た。

くこととしたいなどの意見があった。 当性、特殊事情も考えた上、バランスをくずさないよう推進してゆ ○○円亅二○、○○○円とし、今後計画養成等ともにらみ合わせ、妥 疑応答があり、この問題は橋頭堡を築く意味において、一応一五、〇 学生と人文社会系学生との奨学金額のバランスの問題等について質 以上の諸点に対し、大学院学生と助手とのバランス、自然科学系

第四常置委員会 北村委員長

にお願いして純増で各大学に助教授又は教授一名を増置し、 学にも適用することなどについて検討した。 望したい。その他学生健康保険組合の設置、 理に専ら従事する者一名を増配することにあるので特にこの点を要 教官でないと人を得るのに困難である、が要は学生の診療、 教官を置くことには問題があるので技官ではどうかとのことだが、 はないか、文部省としては講義を持たないで、学生の健康管理 医学部のある近くの大学から面倒を見てもらうことにすればよいで が出た。医学部を置く大学は容易だが、医学部を置いてない大学は 診療と同時に健康管理を専ら担当してもらうこととしたいとの要望 学生の厚生特に健康管理を強力に推進したい、そのために文部 学校安全災害補償を大 学生の 専門 (8)

しいこと、教官の増配については、 あつた。 でないと問題を残すおそれがあるので慎重に願いたいなどの意見も 者に対する管理が特に必要となつて来たことについても考慮してほ 近来は肉体的精動的の二方についての管理が必要で、 ない。それに応じて必要な補助者を置くことも是非考えてほしい、 大いに経構だが、ただ一人置かれたのみでは、 以上に対し、 学生の健康管理のため医師一人が増配されることは その所属がはつきり解決した上 健康管理はおぼつか ノイローゼ患

第五常置委員会 梅原委員長

研究所の協力問題について、 特に教官の交流、 研究所の共

• ∌

۴

現行の人事院規制では困難なことと思うが、この際大局から見て何 とか踏み切つて貰いたいということである。 ある。最近待遇上や将来性の問題等から優秀な講師や助手が実業界 学生が同時に助手の身分が有てるように措置されたいということで 同利用などについて検討したが、 つた状態が現出していることは実に寒心に堪えない一大事であり、 に出てゆき、又大学院に残る者がなくて、学生定員ががらあきとい い。一つ問題として要請したいことは、 結論を得るまでには至つ ていな 人材確保のために、大学院

り上げ記録しておくことを了承した。 第五常置委員会から、かかる希望が出たことを協会として特に取

第六常置委員会 杉野目委員長

けるなど格段の御協力をお願いしたい。 人名簿を御配りしたので、今、大切な段階にあるから各個に働きか の整備については、次の総会において考えたい。なお国会の方々の これは施設整備五ケ年計画の中で考えてほしい。招聘外国人の宿舎 うなあわれな実情である。又四国地区大学から、例年受ける風水害 保出来なかつたり、確保しても落付いて教育研究に専念出来ないよ 考慮されたいこと、折角適任者を得ても、宿舎が得られないため確 ぜられるよう特に要望したい。次に教官の宿舎の増設整備について ると将来が心配である。大学教官の特殊性に鑑み根本的な対策を講 段の御努力をお願いしたい。特に文教施設整備五ケ年計画は、 の対策として、木造建築でなく本建築にされたいとの要望があるが の格差があまりにも大きく、 与改善の根本的なものが見られなかつたのは残念で、民間との給与 の待遇改善については、当局の御尽力で幾分考慮されているが、給 達成されるよう関係方面に重ねて要望することとしたい、大学教官 むね取り上げられたようであるが、これが実現化については今後一 昨日小林大学々術局長の説明によると、われわれの要望は、 人材確保が困難であることを考え合せ 必ず おお

との要望があつた。 |会方面の充実、一般外国語学教官の充足等についても考慮された 以上報告に対し、 文教施設整備と併行して、不完全講座特に人文

> 長に一任することとした。 ことについて了承を求められ、 四囲の情況をにらみ合わせ、 速関係方面に陳情することとしたい、その方法、時期等については 会長より、以上第六常置委員会の提案による要望については、 東京在任者において臨機の措置を執る 要望書案の作成についても併せて会

第七常置委員会 北川委員長

画を樹立せられたい旨の要望があつた。 ことも大切だが、文部省はその先のことを考慮に入れ、大学教育につ るのか、根本的な需給対策を講ずることが必要である、ブームに乗る 学がただ卒業生を多く出すのみでよいか、産業界の要請にも勿論応じ 来甚だ憂慮せられるのでその養成計画について速に国としての全体計 いて百年の施策を講じてほしい。殊に教育研究方面の人材の不足が将 なければならないが、如何なる面でいかなる人材をいかほど必要とす 以上をもつて、各常置委員会の報告を了承、前後に、茅会長より大 となどについて意見が出た、十分当局の御考慮を煩わしたい。 うに願いたい。第三は教員養成制度確立整備費の計上と制度改善等 第二は、特殊教育教員の養成については、各大学にもゆきわたるよ ぎない、国民教育の重要性からその将来を考えると甚だ遺憾である。 国民の基礎教育たる小、中学校の教員養成その他は僅かに一億に過 成計画充実の予算十一億中の十億は国立工業専門学校関係であり、 要求は結構であるが、教員養成側から見ると淋しい感がする、教員養 貪弱である、これが整備充実のための予算を是非考えてほしい、こ の場合には現場の意見を参考にされてほしいこと。 て話合ったが、第一は科学技術教育の振興に重点をおいての予算の 教員養成に関する問題について、 特に来年度の概算要求に関連 第四は研究室が

7 第四常置委員会専門委員会

場 日 東京大学大講堂便殿昭和三七・一・二五 北村委員長、 (木) 午前十〕午後二時

京都大学保健診療所長宮田尚之、

東京大

出

I席者

(9)

長佐々木志郎、東京大学学生部長斯波義慧学学生保健診療所長村尾誠、北海道大学事務局保健課

北村委員長主宰の下に開会。

りである。 学生健康管理について種々話し合いがあつた。その大要は次のとお

和三十一年文部省令第二十八号)第三十七条第一項第三号に「図書 談十九校、保健室十五校となる。 ある。これを類別すると診療を主体としたものが二十五校、 である。大学課に保健体育関係の掛を置くべきか、国立七十二大学 とや予算関係のことは分らないというので、どうにもならない現状 は医者のことは分らないといい、体育局の学校保健課では大学のこ を要する。この改正にはどうすればよいか。大学学術局の大学課で の規定は国立学校設置法には規定されていないが速かにこれが規定 九条にも、学校には、 ものとすると、また、保健法(昭和三十三年法律第五十一号) は相談室、ヘルスセンター、その他種々あり、分らないものが九校 の実状を調べると、保健診療所、診療室、医務室、 「保健室」を設けるものとすると規定されてある。 しかるにこれら 宮田氏から、大学関係の法規を調べたところ、大学設置基準 医務室、学生自習室、学生控室」の施設を備えた校舎を有する 健康診断、健康相談、救急措置等を行うため 健康相談所また 健康相

十二年間にわたる経過につき詳細な報告があつた。ン技術者二人、その他看護婦事務員がいる等、京都大学における二は教室で研究、一ツの内職借り出しの形式)薬剤師三人、レントゲ京都大学における保健診療関係定員三十四人うち医者十人(午後

- 続かない。多く、喜ばれることが少ないので、相当の地位を与えなければ長く多く、喜ばれることが少ないので、相当の地位を与えなければ長くわたる健康管理のためには常置の医師を要するが、この職は義務が2.医師は臨床家でなければ直ぐ信用を失なうおそれがある。多岐に
- を配置するを要する。寮の問題や学生の入学から卒業まで継続してきれば自ら連絡が取れる。ここには生理衛生の人でなく、臨床の人重点的に保健所の機構を作ることが最も重要である。機構さえで

9

る。これを健康管理協議会において協議し、その結果を 再 検 討 す管理の問題については、それに関する原案を作つて提出する要があ議会の答申を重視しているので、それを徹回させる要がある。健康公衆衛生、学校衛生とも異なるものである。文部省では学徒厚生審公衆衛生、学校衛生とも異なるものである。文部省では学徒厚生審と病院は病人を取扱つているが、診療所はこれとは異なり、また、健康管理することが必要である。保健的、予防的診療を要する。大健康管理することが必要である。保健的、予防的診療を要する。大

合わせることとした。 合わせることとした。
日本では、
日本では、

役員会(議事要旨

8

場 所 東京大学大講堂南側会議室 日 時 昭和三十七年四月二十一日(土)午前十時1午後一

出席者 会長、両副会長、各理事、各監事、各常置委員会委員出席者 会長、両副会長、各理事、各監事、各常置委員会委員

欠席者 带広畜産、新潟、鹿児島大学長文部省 大学学術局 西田庶務課長

議が開催される旨の報告があつた。た。なお、翌二十三日(土)は、文部省の主催で、全国国立大学長公同日午前九時半から役員会、同十時から総会を開催することに決定し、茅会長から、右についてはかり、総会は、六月二十二日(金)とし一、第二十四回総会開催日時決定について

三、昭和三十七年度予算案について鶴田事務局長から、右について報告があり、異議なく承認された。二、昭和三十六年度決算報告について

右につき、鶴田事務局長から説明があり、原案どおり承認された。

時

など慎重を要する問題なので、今後検討することとした。があつたが、協会として実施するには困難な事情もあり且つその内容を、地方へ流してもらえるようそのための予算も見て貰つたらと希望なお、本件に関連して、本田熊本大学長から、中教審、中央の諸情勢

日、各役員の満期改選と各委員会の構成について

明があり、本年度もこの方法で改選することを了承した。は、理事決定後に理事の互選により選出することになつている旨の説事は総会の折各地区別に互選、監事は、推せん、会長ならびに副会長茅会長から、各役員の改選については会則ならびに慣習により、理

ことを了承してもらうこととした。

ことを了承してもらうこととした。

文、各常置委員会は当初十名づつの委員で構成されていたが、だん構成がかたより現在の状態になつた。これを検討し直す必要はなど、構成がかたより現在の状態になつた。これを検討し直す必要はない、各常置委員会は当初十名づつの委員で構成されていたが、だん

ぎる関係もあり、今後別個に専門委員会を設けることとした。三、第四の両常置委員会の合同による専門委員会は、構成人数も多過れるが新委員が決まつてから研究して貰うことにした。なお、現在第さらに各常置委員会の所管事項について検討する必要があると思わ

五、各委員会の状況報告及び協議

イ、第一常置委員会 平沢委員長

前回の総会に中間報告(案)を提出した。これはその際説明したように案というようなもので多くの建設的な意見を出してもらうためのものであつた。その後いろいろ問題があるので大体一ケ月に一めのものであつた。その後いろいろ問題があるので大体一ケ月に一めのものであつた。その後いろいろ問題があるので大体一ケ月に一めしたいと考えているが、現在小委員会で案を作りその案をもう一度があるのであつた。その後いろいる問題があるので大体一ケ月に一めのものであつた。その後いろいる対域にもお願いすることとした。これはその際説明したまっな方がある。

育大学長から大要次とおり説明があつた。職員組合、学生自治会宛出された文書について質問があり、朝永教にこで、教育大学文学部教授会の名前で各大学の各教授会、大学

の大学でも充分検討してほしいという意図である。に考えているかを知りたいということと大切な問題なのでそれぞれ文学部の教授会でいろいろと意見があつたが、他の大学でどのようこの問題を検討するための委員会を作つた。最も関心を示したのはとのことで持ち帰った上教授会に披露し、又勉強するために学内にとのことで持ち帰った上教授会に披露し、又勉強するために学内に前回の総会で、中間報告案が披露され、各大学でもよく検討せよ

社会の形に合わせて行く等の観点から進めている旨の回 答 が あっ責任と権限の結びつき、総合的で合理的で能率的な管理運営方式をが内容は本協会で検討しているものと大体同じで特に自治と責任、目下大学の管理運営の問題を扱っており、とりまとめの段階である口でいて中教審の審議状況について質問があり、森戸副会長からつづいて中教審の審議状況について質問があり、森戸副会長から

に非公開とすることをも併せて了承された。 に非公開とすることをも併せて了承された。 なお、森戸副会長から総会での討議の正常な運営を図るため特 に非公開といい。 に対し種々意見の交 を決する。各大学は充分に爾前に内容を検討し意見を出す、かか を決する。各大学は充分に爾前に内容を検討し意見を出す、かか ととし、討議は総会の日の とがあつたが経局この法式を取上げることとし、討議は総会の日の とがあったが経局この法式を取上げることとし、討議は総会の日の を検討し意見を出す、かか のは、本戸副会長から総会での討議を意義あらしめるため、第一

努力し、六月二十二日の総会の午後に討議することを了承した。そのため、第一常置委員会としては出来るだけ案をまとめるより

、第四常置委員会 北村委員長

するため分離して独自の専門委員会を設けたい。現在の構想は、医は第三常置委員会とかけもちになつていたが委員会の活動を強力に作成したがこれはまだ案の程度のものである。なお、従来専門委員する管理が悪い等の共通点があつた。よつて別紙のような要望書を大がよかつた。又担当の医者は殆んど非常勤で、事務系の職員に対大学の保健管理について実態を調査したところ、東大、京大、北大学の保健管理について実態を調査したところ、東大、京大、北

の改正にまでもつて行きたいと報告があつた。 となつているものを突破する方策を考え最終的には国立学校設置法 学部のある大学とない大学から選んだものであるが、これ等の人達 に五月二十日過ぎに集つていただき保健管理強化についてその障壁

六、その他 イ、茅会長から

ロ、各委員会の開催について次のとおり連絡があった 旨述べ、了承された。 第四常置委員会 第三常置委員会 長として昨年どおりの申合せに参加したことについて了承を得たい 第六常置委員会 第一常置委員会 第一常置委員会 「大学卒業予定者のための推薦選考開始時期について」本協会会 専門委員会 小委員会 五月 二十三日 二十一日 十六日 十 五 日 十四日午前十時 //

(9)

(1)

9

0

杳

昭和三十七年度国立学校予算小観

第四〇回国会成立池田 1内閣)

ついて (主として国立大学、 同付属病院、 東京工業大学事務局長 付置研究所の歳出予算に 佐 藤 憲

いから、 考書などの資料を基としたが、直接に予算の編成に携つておるものでな した。 号、三十六年度分は二十号ー 誤謬があることは止むないことを付記する。 で昭和三十七年度予算についても同様の形態によって調査し本稿を作成 会報十四号、三十四年度分は本会報十六号、三十五年度分は本会報十八 の結果を掲載した― 和三十二年度以来国立学校に関係する予算について、 本稿中の数額などについては、 各目明細書、 内容などについても理解の点に欠くるところもあるので多少の 文部省会計課予算班の編集した予算参照書、 —三十二年度分は本会報十二号、三十三年度分は本 ーところであるが、 既記の分と同じく総予算書、 資料の一端ともなるの 本会報に調査 予算参 同参

必要な歳出予算に関することである。しかしながら付属学校、 年法律第八十七号)によつて設置された国立工業教員養成所九の運営に ならびに国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法 (昭 和 三 六 等専門学校一二(法第七条の二)、 究科八八(法第三条2項)、昭和三十七年度より新に設置された国立高 学部二三、(法第三条の三2項)国立高等学校八(法第八条)、大学院研 学校一、聾学校一、 六一(法第四条)および各種学校五(大部分大学病院に付属するもの) 五〇号)によつて設置された国立大学七二(法第三条)国立短期大学 本稿で述べる国立学校の予算は、 (法第三条の三Ⅰ項)、 付属の幼稚園三五、 養護学校三、「付属学校の計二一〇校」併設短期大 小学校七五、 ((学部付属の教育施設、 大学付属病院 二三、大学付置研究所 国立学校設置法 中学校七九、 研究施設(法第五条) (昭和二四、 高等学校一六、 国立高等 法律第

> こととする。 ば少額であるのでもつぱら国立大学学部、 国立学校全体の予算額七百七十六億六千六百八十九万余円から見れ 国立高等専門学校、 各種学校、国立工業数員養成所に関する予算 病院、 研究所について述べる

研究、 るに、 記し、国立学校の運営に関しての全体経費の姿を示したものである。 通じての協力面の表れでもあるので次表の国立学校関係予算総表中に掲 項の若干の予算は大学運営上、相当重要な経費であり大学本来の仕事を れるもの、すなわち文教政策として文部本省予算に盛り込まれている事 である。このほか文部省各局課が所掌する経費のうち国立大学に回わさ 大学、付属病院および付置研究所の運営に要する経費としては教育、 管理上における固有のいわゆる経常的経費である標準予算に加う 昭和三十七年度に新規事業として計上されたものを合わせた予算

◎国立学校関係予算総表(単位千円)

一 小計 (2) — 二、八點、四00 — 「五11、四三	負内地派遣研究旅費	沖繩留学生給与 云云云 三空	留学生研究旅費 1、50元 1、700	1º, X00	外国人留学生給与 公、1100 公、五100	内地研究員など旅費 スポー ス、101	在外研究員旅費 151,000 151,000	学研究費 1、504、000	小計 (1)(直接的のもの) ポロ、ペヤド、110元 セニ、ポニ・ハス	国立文教災害復旧費 == == == == == == == = = = = = = = =	国立文教施設費 三江三江三 七八六十七	国立高等専門学校 (1970) (1971)	国立工業教員養成所	大学付置研究所 《天代/ 张 五代三代/ 三代三代/ 三代三代/ 三代三代/ 三代 三代 一代 三代 二代	学付属病院 田、「八六、公里」	大学および学校 芸(OCI)(EON EK、なり、K+B	A国立学校運営費 ++、KKK、大量 ながくには、info	
00] 二、五二、四六	五九 五、七四七	一六	0九 二、000 △	00 4,100	00 六、五二0	天 元、101	00 1±1,000	00 17、1元度、000	Oカ セニ、カカニ、I八三	<u> </u>	三八 七、一六六、七九三	110	四三 一五三、八六九	大六 五、五二九、八三三	三 1 1 1 1 1 0 1 四	0三 四六、九七0、六七四	九五 六五、八二五、三九0	34 8 3
三四二、九七四		二、二五六	五	五、五00	1 元、六八0	八二五	0	M1H,000	一七、八八四、一二六	当中、コヤス	六、00年、三四年	四六八、二三0	一八六、五七四	1、0五大、三三三	二、〇二八、六三九	八、二十一、七二九	一一、八四一、五〇五	サガ客(・いか)

	= - - %	m•110%	(Aの(6)に対する比)学校運営費の比 一般会計総予算に対し国立	
	二- - 三 - - - - - - - - - - - - - - - - -	-九三//0	(5)の(6)に対する比) 省所管総予算の比 一般会計総予算に対し文部	
	= = - - - - - - - - - - -/	三 五 五 四 四 0	立学校関係予算の比 立学校関係予算の比 文部省所管総予算に対し国	
	11元•0六%	三一•三八%	(1)の(5)に対する比) 立学校直接的経費の比 文部省所管総予算に対し国	
		=====================================	文部省所管総予算に対し国 文部省所管総予算に対し国	
三七四、三一〇、九五一	二、四二六、八〇一、二二八 二、〇五二、四九〇、二七七	二、四二六、八〇二、二三六	一般会計総予算 (6)	
三八、六五九、五五三	二五0、九四0、0七七	二八九、五九九、六三〇	文部省所管総予算 (5)	
一九、四七四、八一二	八三、1五0、0九六	10二、六二四、九0八	(小計(1)(2)(3)の計) (4) 国立学校関係予算の計	
一、二四七、七一二	七、六四六、四八七	八、八九四、一九九	小計 (3) 国立学核職員共済組合負担金	
九五三、三一五	五、四六九、六五七	六、四二二、九七二	費	

外国人留学生の招致のための旅費、 中に組まれている科学研究費交付金、 接する経費としては国立文教施設費がある。 教育研究に関連して使用されるものである。さらに国立学校設置法によ には組まれていないことは前述のとおりであるが、 に関する経費がある。 旅費がある。また学生、 る教育に対する協力のための沖縄留学生の給与、 刊行費補助金、 される。 Ŕ 一表中国 ?かれた職員全体を対象として組織されている文部省共済組合に対す 研究所に関 やや間接的な関連経費としては科学振興に関する文部本省予算 立学校運営費の 在外研究員派遣に必要な旅費、 する 以上関連的経費はいづれも国立学校固有の予算中 生徒に対する育英奨学に関する経費 用途は前述のとおりであるが、 腐朽建物の改築、 給興、 科学試験研究費補助金、 国内研究旅行費、 この経費は大学、 内地研究員に関する旅費 沖縄教員内地派遣研究 大学、 工作物の新設に使用 学校における なお大学に直 沖縄におけ 学校、 学徒援護 研究成果

用されるものである。

用されるものである。

も政付負担金も組合員の九〇%を占めている国立学校機関において使れどもおよそ八〇%に相当する大部分の経費が国立学校機関において使れどもおよそ八〇%に相当する大部分の経費が国立学校職員の福祉上の極れどもおよそ八〇%に相当する大部分の経費が国立学校職員の福祉上の極いがある。もつとも前述の間接的経費のうち科学研究費、おいる政付負担金も組合員の九〇%を占めている国立学校職員の福祉上の極

段の増 な経費のことではあるがさらに一段と急激に拡充を図ることはきわめて に伴つて年々増大の傾向をたどることはけだし当然のことながら有限的 か否かにより学術の消長をも左右するものである。 ける日々の経済生活の基幹をなしておるため、これらが拡大強化される 年増加を必要とするいわゆる大学固有の経常的経費であって、 意と感謝を払うことに吝かでない。 認識とによるものとして、 然的の現はれによるものとはいえども文部、 はさらに繰返し要望し、 であろう。 に亘つての各大学の要望はもちろんのこと当協会が毎年繰返し決議要望 引続いての増加であつて新規事項的に基因するものもあるけれども積年 六十億五百三十四万余円の相当多額の増加である。この増加は前年度に 営費において千百十八億四千百五十万余円、 予算に比し全体的に増加上昇したことは前表に示すように、 般会計総予算的の四・二三%に相当する。 千二百六十八億百余万円(6の三・七四%に相当する。 億九千九百六十余万円(5の三一・三八%に当り、 千六百三十余万円であるが、 ことと思料する。 した結果関係当局の理解ある措置であるとすることは異論のないところ 総額一千二十六億二千四百九十余万円40は5の三五・四四%に当り、 国立大学において直接的に使用される予算は前表(1)に示す九 加予算を組まれるに至つたことは、 今後といえども戦前の水準に達するまでの予算とするために 三十七年度予算においても前年度と同様に従来より格 世論の喚起に努力すべきことはきわめて必要な 大学における事務を扱うものとして深甚の敬 これは文部省所管総予算額二千八百九十五 教育、 研究 三十七年度予算は三十六年度 国家予算全体の膨張に伴う必 国立文教施設費 に 大蔵両省当局の深い 一般会計総予算二兆 管理に要する経費は逐 無限的な学 国立学校関係予算 国立学校運 お て

緊要なことと痛感するものである。

返し実現方を要望することはきわめて重要のことであると思料するも 費として措置すべきではなかろうか。 である。 目途として短日月に解決を図るべきであろう。 設費はいよいよ多きに至る傾向であるから、 速養成に基いて、 の中緊急を要するものはなお千億に達するのでありかつ科学技術者の急 筋が深く認識した結果にほかならないと思料する。しかしながら施設費 としく晴々としているところであろう。このようになつたことはようや ところの最重要事項の一つがようやく実現したことであつて関係者はひ を来すことになつた結果、三十六年度においては相当の予算が組まれた くその重要性と焦眉の問題点として文部当局、 十億五百万余円を増加するに至つた。これは当協会が多年主張して来た 億台が実現した。 に示すように国立文部施設費は百三十一億七千二百十万余円と待望の百 年度予算においてもさらに拡大増強の要望を展開した。その結果は前表 に充てるべき施設費にもようやく手がのびることになり逐年多少の増加 これらの研究費も二、 おける必要な研究室、 るものではないが学問のためのあらゆる経費のことであるといえよう。 その他あらゆる学術研究機関から厳しくきかされてきたところであ 研究費といつてもその内容はきわめて複雑なもので簡単に言い尽せ |時研究費の増加を必要とする声は大学はもちろんのこと学界、 学科の新設、 前年度予算七十一億六千六百七十余万円に比し実に六 未だ十分とは言い得ないことであつたから昭和三十七 三年前から増加の軌道に乗ることになつて大学に 実験室、 整備拡充研究施設の増加などのための施 講義室、 協会としても手を緩めずに再々繰 学生ホールなど教育、 毎年度計上額は二百億円を 大蔵当局、その他の関係 いうなれば最優先の事業 研究の場

速度が予想外に勢を示し全く異常であり、ために国際収支の悪化を招くず度が予想外に勢を示し全るのと考えられるが、三十六年に入っては成長だした。このことはわが国経済が三十四年以降目覚ましい成長発展をつに比して三百八十六億五千九百余万円の増加となって格段の膨張をき二百六十八億二百余万の巨額に達したため、文部省所管予算も前年度予二百六十八億二百余万の巨額に達したため、文部省所管予算も前年度予二百六十八億二百余万の巨額に達したため、文部省所管予算も前年度予

の深基なる配慮を願うものである。

すれば次表のごとき結果を見ることができる。前表に記載した国立学校運営費予算について予算科目を基として大別

◎国立学校運営費科目別内訳(単位千円)

	実習	そ	および建	拉校	物 件	旅	俸給	人件	内	昭和37	[2	<u>ζ</u>
	実習船関係費	の他	および新営費	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	的経費	費	給手当など	的経費	訳	昭和37年度予算額	3	∂
•		0.84	3.70	28.43	32.13	1.14	56.54	57.68	3	100%	比	率
		-,4-	=,	==,0	声	п	=					8
	0	益、公量1.03	二、公益、)九二、五五(宝六、九0月	公、五	71 K. KO4	元八、二六		公式で、八型	客	頁
		1.03	4.63	29.97	34.60	1.32	63.05	64.37	· ·	100%	比率	
	五四二、三九0	五七七、九五二〇	二、至至、一至 1.64	三、0元、蚕029.97 八、宝二、0六二 14.95	高、空、北00 34.60 34.60 16.59	· 三宝 0.28	□、九六、10中63.05□ 云、 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	图、		ゼゼ、水水X、八九五 100 五五、八九1、0ゼK 100 一五、一八九、六五三 100 次、五八六、一次大	国立学校	組
		0				0.28	39.63	39.91		100%	比率	
_	0	_0_	云、云 0.49	1、1140、44图 46.61	二、三元、0天 47.10 47.10	三、 交 1.55	六、0三0、二六四 40.36 二、六五七、九三八	六、0六二、1年三		一五、一八九、六五三	病大院 院学付属	織区
_		1.10	0.49		47.10	1.55	40.36	41.9		100%	比率	分
_	0	七六、九三二	三0、八八七	三、〇六九、七一四	F.100.K01	10二、一九五	二、六五七、九三八	二、共0、1 三		六、五八六、一六六	 所置研究	<i>J</i> J

特 医 研修費 私立学校教職員 殊 療 託 関 設 交 研 付 倸 究 金 費 費 費 8.51 0.84 六、六〇八、四四 公司人、五00 三0、0元三 000°,4 六、 至00 一、卖六 43.50 六、六〇八、四四 9.90 大四八、五00 七、九三

究用原子炉購入および附属設備、研究船建造に要するものである。 研究所の欄における特殊設備費は、 物性研究所、プラズマ研究所、 研

が、物件的経費については二・六八%の増加となつている。物件的経費 した年々の施策にほかならない。 対して一五%の増額を行ない、戦前の水準に漸次近づく予算になろうと において増加をきたしたのは新規事項の増加と研究費関係の標準予算に 二十号記載)と比較すると人伴的経費は二・四五%の減少を示している :掲国立学校運営費科目別内訳の表に従つて三十六年度分同表(会報

に使用するものである。 徒総数三十二万八千三百余に対する教育、研究の活動ならびに大学、 前表に記載した予算は次表に示す職員定員八万四百三十六人、 大学病院、付置研究所の管理運営に必要な経費として三十七年度中 学生 生

◎国立学校職員および学生生徒予算定員表

37 年度

般職予算定員

つ、 買 人 三七、五九二

兲、壳人 六、三十 一九、四大

(=) (→)

適適

一一一一

三、宝 六、莹三

一、芸器 켱

극、소설 五、六二十

| 画、图00

八、八八九

章

믉 号

員 用 用 員 用 用 員

01

区

分

総

員

国立学校

大学付属病院 織

付置研究所 分

組

区

員(総数) 4 37 年度学生生徒予算定 高等学校専攻科学生 高等学校 生 徒 高等学校 生 徒 中 学 校 生 徒 か 学 校 生 徒 学 専 大 外国人留学 短 工業教員養成所学生 生特殊教育教員養成学 高等専門学 校学 生 大学別科その他学生 併 独 (三) (二) (三) (二) (一) 歯科技工士学校 歯科衛生士学校 衛生検査技師学校 種 学 校 生 徒 養幼小中 期 設 立 科 適 短 短 用用 用員 用用用 生生生生 大大生 せ、卆× -、스类

•

e e

(=) (→)

号 号

高、野な

三六、三六 1 社、图0 一四、八九 二、垂 六、四五七 四五、0九 一一一一 力、 公 一、吾克 三、四三 五,年二 二、三五五)!:0 ,4 1,100 八、 一、芸 一、公园 五、四七五 四七 扝 ᇊ

三三、八四三 1 花中、图 0 0 一四、八九四 二、五三七 四五、0九0 三五、五三五 九0、八八五 六公芸 二、三、三 p, 0110 1,10 八、三0 1,40 中**、**第10 三、四三0 一、公园 里 **六** さ、ベニズ 玉、里 一、

(16)

7				
	産婦学	看 護 学 校	診療X線技師学校	歯 科 実 習
	M110	Z,	045	10
-	0	0	0	<u>0</u>
	M110	四、用中〇	三 七 0	10
	0	0	0	<u>o</u>

国立学

	一	
九研究施設の新設	首、艮言县戰手当、寺	
備、		
設、六十五学科の整	717.	
三講座十四学科目新	=	
その他法、文、教関係	上げと新規支給、諸手	
(二年目)	二三八、四八至三一、	1俸給手
に八つの共通講座	的経費 デスペ、一四 高等専門学校を含む	一、人件的
大学院を置く工学部	学 校一八、txx、当三,等原的产文之公司。 禹、六九、Obknev、二周、禹则学、大大大、大大、大大、大大、大大、大大、大大、大大、大大、大大、大大、大大、大	国立
学		
学一、理工学一、理	分 一 増加額 一 増 加 内 容 一 7 手 度 予 章 16 手 麦 予 章	区
	国工学材の分(4目に海)	_
関係の九、一般一五	2	
	この増加額の大要は次の通である。	ている。
佐世保)	て七億千六十万余円その他を合せ総計百十八億四千百余万円に達	において七倍
部、髙松、新居浜、	即ち物件的経費合計五十八億四千五十余万円、大学病院医療関係費	
津、鈴鹿、明石、宇	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
平、群馬、長岡、沼	ゴニー・: ここ	一・マミュニ
十二校(旭川、函館	36~1月~10年11月~1117月~1117日 1117日 117日 117日日 117	1量 よぎにし
高等専門学校の創設	の女客で見、これのこけ自己の二色との世子の妻とこれの「一」コオイナは、近年月、『言語でオカ学系の	₹
三学科	智置、 岡 再度より役置された学科の学生	設、学部にい
短期大学の学科新設	新規事項による学科の新設、講座の増設、大学院における専攻课望の曽	規事項によ
理学一、農学一)	物件的経費については研究費関係において標準額の一五%増、	である。物質
学一〇、理工学二、	余万円、即人件的経費合計四十八億二千二百九十余万円の増加	五百七十余
学科の改組拡充(エ	大学病	•
教養二	%増などによる	べする 王%
二、薬学二、繊一、	よる増加、 教	の地力に
学一、理学一、農学	化職員の堵員に	U 第
四=工学一六、理工	よる女言さつ也哉員つ 曽貴・こう曽コント・ルード・スター ノダー ノダー 大学 ある ロエは	兽
募に関連する学科ニ	は、三十六年十月奉合長の女ENFの曽口のは、三十六年十月奉合長の女ENFの曽口の	通じ人件的
関係二学科、学生増	和三十七年度予算において増加したところのおもなものま各組載と	昭和三十.
学科の新設(原子力	度 好 等 V 三U 三U 三U	
による増		力才
にともなう職員の増員	を	計 数
別手当の増、新規事項		参覧 3

(17)

二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	t 78 ATT	· * * * * * * * * * * * * * * * * * * *		港	学		高大	原		新規	学生		普通	レー	費一三、九七四、七二三	二、物件的経費。「いつ」、「只	員の	新規	よる増		2旅 費 赤、丸豆 教育		既犯				教司		
臨時事業関係費 の増加 二、三層	対属学交の整備、学び整備 二、半10	整備 一六、六六	学科目の新設および	講座の増設。翌、宍七	学科の新設拡充整備	四次、三0	高等専門学交割投 大学院の強化モズニー	原子力関係 〈壹、四七	=,1=,,100	新規事項の増	学生経費の増三三、六六	三四八、七五八	普通庁費の単価増	し一五%増 八天、八四二	研究関係標準予算に対 云	-7:	員の増員による増	新規事項にともなう職	瑁	に対する五%引上げに	教育研究旅費標準予算	工業教員養成所整備	既設学科の学年遅行	(五大学)	施設部長制増加	大学施設関係におい	教官増員	垣、一般教育担当	付属学校の整備、学
															六、六二1、六二0 1二、六四六、九0七	九、三三七、二四五一四、六三四、〇九七					七三七、三九五 六三七、四〇〇			<u> </u>					
	1俸給、手当など	属病院		区分	二、大学付屋	10奨学交付金	9 員研修費		7受託研究費	6 実習船関係費	三、その他								修繕及新営費	5 土地建物維持	4光熱水料								
賃金支弁職員定員化に	よる増、諸手当、技術 KUM UBIM 管理職手当新規支給に KUM UBIM	こ、〇一八、六三九	千円千円	増加額 増加内容	大学付属病院の分(△印は減)	五、八二〇	△ 二、五八四	△ 二、四○九	三、六二五	一九0、七八九	一九五、二四一	施設等四、四	防火施設整備、運動場	不動産購入 1至0、000		各所小新営費の増加	一二四、一九四	物増加による必然増加	引上げによる増加、建	☆☆、三世 各所修繕総坪当単価の	至の、元二本年度より本目設置	特殊施設関係 式、三、	学生補導関係 一、一	二三七、三九〇	設備改善充実等	八三二	国際火山学会議費	学会議費 一、三九0	構造

0

五七七、九五1 五四二、三九0 二0、0九三 七、000

三五一、大口 三五一、大口 一六、四六八 九、四六八

六、至00 一、九六八 二、五八五、一八三 一、九〇六、九三九

三、
付置研究所の分
(A印は減)

よる増

	HE NH	- セカ、カミニ		三三、天〇	三、その他	サ ランプ	77 = 1		_ 3
	:		のあるによる			カル スロメ マロメ	ノン・ミコミ		ī. C
	至二、六〇四	三0、八八七	前年度限りの終了のも	4 111,111	5各所新営費	セロエ プログ	アヨヨ サロセ		j 7
	八二四	二、量七	本年度より本目設置	三 <u>、</u> 二 <u>六</u>	4光熱水料	はつば、大国へ	し、ことのことのことのことのことのことのことのことのことのことのことのことのことのこ		7 7
			増			ニベコ、カセベ	これれ、コミタ		7 3
			新規事項に伴う経費の			大三二、二六二 二六二	大三三、二六		≘ :
			研究用機器整備門、公三			10,701	三、七二		元
			平空月後是 三三十			四、一八九、九〇三	国、中0中、三二三		0
			11 12 1			五、八九七、七六四	六、六〇八、四四二	j	八
			て会記録いここの事文			110,441	二四八、二六四	の曽の発養、各所新営	<u>=</u>
			特殊装置運転経費増			三〇九、五七八	至六、六0二	本年度より本目を設置	79
			し一五%増 一番、主気					費の増ニニ、〇二三	
	二、六〇二、三四二	三、0至八、三至七	研究関係標準予算に対	四五七、0一六	3 校			新規事項にともなう経	
	三、100、六01 二、六六二、0八六	F,100, K01			件的経			増 二八、六三、	
			当 15、000	•				患者診療管理的経費の	
			新規増員等に伴う五%					二元、二六	
			対し五%増・大器					特殊装置維持費の増	
	八四、三五七	10三、1 盘	研究用旅費標準予算に	一七、八三、	2旅			二、五五三	
			転要員の増員など					研究生経費二〇%の増	
			設整備、特殊装置運					し一五%増 一会、三二	
						一、三三三、五五一	一、八九二、一七二	研究関係標準予算に対	=
			宇宙科学研究の部門			一、八二〇、一四〇	二、五一九、〇至八		八
			究所、海洋研究所)	-				5%增 四、八八三	
			研究所創設(経済研					新規増員等に伴う増及	
			原子炉実験所の新設					増	
			新規事項に伴う職員増					に対し五%引上による	
			手当			三六、三六九	四一、九六九	教育研究旅費標準予算	
			による増、初任給調整					の増	
	二、三三〇、〇三六	二、大五七、九三八	賃金支弁職員の定員化	三二七、九00	1俸給手当など			校の増設、診療要員	
	二、四一四、三九五	二、4大0、1 1111		三四五、七三八	的経			設、衛生検査技師学	
	五、五二九、八三三	六、天六、一六六		1、0年代、三三三	属研			検査部、手術部の新	
	千马	千円_		千円				診療科の増設、中央	
	36年度予算	37年度予算36年度予算	増加内容	増加額	区 分			員の増員による増	
•								新規事項にともなう職	
			4月に演	付置研究所の另一個目に演	三 大置母兔	_		ť	

3 校物

件

的

経 費費

ベカ、カラ

芸、公三 研究関係標準予算に対

2 旅

費

五、六00

7 患者用品費 6 医療関係費 6 医療関係費

月1年、日1日 ゼ10、ベゼス

1二、九0九 八、九九三

4 光

熱

水

11411,14 大九、0.1四

> 一至0、二至九 六、足

1,0110 九,00年

	四、特殊設備費7受託研究員費
	二二、三四四二二、三四四八、三四八、三四八、三四四
物性研究所設備	
	大四八、五〇〇 五、〇〇〇
	四 三、七 六 二 、 七 六 四 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

◎国立学校関係予賛七ヶ年度表(単位千円)

₹	57 年 度 —	86 年	85 年	34 年 度	33 年	32 年	31 年 度
	4	4	4	4	2	2	
国立大学および学校	五五、〇八二、四〇三	四六、0五九、六三九	三七、九七七、一七七	三二、三二〇、七六三	二九、〇九九、一三八	二六、九三四、七六九	川田、田中川、中川中
付 属 病	一年、一八九、六五三	一二、九〇二、九四八	10、二九九、0二0	八、五二〇、七四〇	七、七五六、五六五	七、一九九、二四二	×, 101, 011
付置 研究	六、五八六、一六六	五、五〇八、〇八四	图、问图1、图门图	三、八三二、八七五	三、一六1、0四0	ニ、セカカ、カカニ	二、五七八、10七
立工業教	三四〇、四四三	一五三、八六九	0	0	0	0	
等専門学	四六八、二三〇	0	0	0	0	0	0
小計	七七、六六六、八九五	六四、六二四、五四〇	其二、六一七、六二二	四四、六七四、三七八	图0、0一次、中国三	三六、九三四、00三	三三、三五二、八五四
国立文教施設費	一三、一七二、一三六	せ、一六六、七九三	四、三三六、七九五	三、五二九、四八一	三、10三、八0八	二、九八一、二一四	二、二六九、七三五
国立文教災害復旧費	ヨセ、コセス	0	五七、八八六	一八、三九五	三、垂	三三、六二	0
小	一三、二〇九、四一四	せ、一六六、七九三	四、三九四、六八一	三、五四七、八七六	三、一一七、三四九	二、九九四、三九五	二、二六九、七三五
	17,404,000	二、1六四、000	一、八一九、四〇六	一、五四六、〇四四	1、風風1、0图0	1,1111,000	1、1第1、000
外研	151,000	141,000	1 1 0 0 0 0 0 0	1,40,000	110,000	100,000	000,04
究 員 旅	一八、九二六	元、101	さ、ロベニ	六、三八〇	六、元〇	六、七一五	六、壳三
国人留学生	105,404	4六、六二0	至六、0二0	第0、第00	三九、六〇〇	118,000	0
繩 留 学	044,50	二九、七0五	二、[五]	一八、天二	一七、八〇五	一五、六六六	0
小計	二、八年四、四〇〇	二、五〇九、四二六	二、0六二、六三九	一、「六一、一八八	一、六一五、八二五	1、三六八、三六二	一、三六、兲三
育英および学徒援護関係	六、四二二、九七二	五、四六六、八九七	四、七九八、四九〇	四、六二四、六〇六	西、四四年、二年四	四、二九七、七三六	四、111、110
国立学校職員共済組合負担金	4(11,141)	二、一玉丸、一丸六	一、七九八、四八七	1、11二、八三二	九01、四二0	七二三、八五二	七〇一、一四八
合計	10三、大二四、九0八	八一、九二六、八五二	六五、六七一、九一八	至至、七四〇、八八〇	至0、0九六、五九二	四六、三一八、四二七	四一、六六四、四四〇
文部省所管 全 予 算	二八九、玉九九、六三〇	二四一、六一九、O九五	一九四、七八九、一八六	一七0、九二二、三六三	田田、 田三、二中田	一四五、七六五、六二七	1三0、三三四、八三八
般会計	二、四二六、八〇二、二二八	一、九五二、七七六、二七七	1、五六九、六七四、七〇二	一、四一九、二四八、一六三	1、111、111式、用0二	一、一三七、四六四、八八〇	一、0三四、六九五、五二0

(8)

ては合算し掲記したことによるものである)いて相異する点は掲記した後において補正予算が成立したものについ(本会報十二号以降に掲記した予算小観中の予算額と本表金額とにお

と総額を示すと次表を得ることができる。 次に国立学校運営費における六ケ年度百分比を三十二年度より組織別

◎国立学校運営費六ケ年度百分比(総表)

◎各組織別運営費六ケ年度百分比

Heft:	7-	듄			物			人		
	そ		お土	校		旅	俸			
殊		療	よ地び建		件		給	件		区
設	の	関	新物		的		手当	的		
備		係	営 費 持 修		経		コな	経	:	分
費	他	費	修繕	費	費	費	یخ	費		
0•八四	•	八 · 宝	04•11	→豐	三三	-	兲• 盖	辛 交%	;	37
四	四	五.	0.4		프	ZE			7	度
٠ <u>٠</u>	0.4	売	≖ =	≓ •-	元。四四	<u>=</u>	玉九•0	<u>∻</u> %	年	36 E度
Ç.	_	八六	=	云	<u></u>	_	₹0•	<u>六</u> ≟%	A.	35 E度
<u>, , </u>	<u>.</u>		<u> </u>	<u> </u>	<u>.</u>	<u> </u>			_	34
0 九	0.	八 九	-	≛	<u> </u>	Ξ	☆	<u> </u>	年	-度
O•차	0:	八 六	=	=======================================	云・六 コ・セ	<u>-</u>	☆・	莹 ≟%	 年	33 E度
<u> </u>	<u> </u>		=	= 0-=	三三・九	_				32
	三	八·七	<u> </u>	<u>=</u>	元	<u>.</u>	六四・九	∻ •%	年	度
特	そ	医	学体+	- tot	物	松	佉	人件	[区.
殊	٠	療	営修士 費繕地		件	Ж	給	件		Δ.
設	の	関	お対より	<u>\$</u>	的		手 当	的		
備典	M	係典	O 7/1	É	経典	抽	ない	経典	:	分
費		_費	新找	F <u>實</u> 三	<u>質</u>	<u>實</u>	늦	<u>質</u>		
	0		四•六三	えきれた	·*(≟	÷ 0	₹%	37	
	<u>-</u>			=	=	_	交	立	36	大
	1 - 0三 0 - 八 1 - 三 0 - 七 0 - 九 0 - 八		四。一三。七四。七四。二四。三一。六四一。四	二九•九七二七•四二六•五二四•七二三•二二二•〇 四•九五二二•六 九•一		旅費	흦	東 1 1 1 1 1 1 1 1 1	0.5	学
	≐		÷	<u>±</u>	=	÷	=	±%	30 —	学
	4.0		- L	四一七	力	$\bar{\underline{\cdot}}$	六・七	± %	34	
	•		ZII •	₹	===	-	•04	± 0/	33	校
	<u>*</u>			壹	릋	=	프	古一	20	
	į	ZV	<u> </u>	<u>-</u>	=	≐	<u>*</u>	<u> 3.%</u>	32	
		三	÷	地	卒	0.=	玉头	元	37	
		・五〇四五・七四六・二		=	ᆵ	<u>~</u>	曹	<u>~ 70</u>		大
		÷	212	٠	<u>:</u>	<u>=</u>	<u>:</u>	≟%	36	
		哭•	<u>.</u>	ュ	<u>-</u>	•	=	≌ %	35	学
		<u> </u>					쓸		24	病
		九四	_ <u>=</u>	į,	<u>:</u>	<u> </u>	カロロ	<u>-%</u>	J4	院
		四六		±•=	へ・七	€	₹	云 · %	33	חלז
		四六•八四四•八四四•四	-	쟛	な	•	里	四六0/	34 33 32 32	
ナ	-	224	- 	믔	盎	÷		<u></u>	37	
•	<u>=</u>		九	츳	-	玉	<u>=</u>	<u> + %</u>	- -	
艺			0		元。	<u>.</u>	≘	≅.%	36	付
-九0 七-三	<u>.</u> 0		7		24		22	1214		層
・九0 七・三 九・	1 <u>•0</u>		_ 	玉	ゔ	•	•	= 0/	35) LESSA
•九0 七•三 九•五 IC	1.0 1.11 0		7. 0. t C	四五•八四四	べ 五 四四	<u>=</u>	=	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	35	研
・九0 七・三 九・五 10・1	1・0 1・1 0・九		九 0-七 0-七	四五•八四四•01	大・用田田・七二	主	·三四-六	· 六%	35 34 —	研究
・九0 七・三 九・五 10・111・C	1.0 1.1 0.九 0.4		カ 0・セ 0・セ 0・+	四五•八四四•0三七•十	六・五四四・七三八・六	<u>=</u>	・三四二・八四七・コ		35 34 33	付置研究所
九・九0 七・三 九・五 10・111・0 11・1	1・10 1・0 1・11 0・九 0・九 0・九		-四 -六0-四九 0-九 0-七 0-七 0-九	七•八 七•三 八•0四六•六四七•一四五•八四四•0三七•七三五•八	カ・1 八・七 カ・六四七・1四八・0四六・五四四・七三八・六三七・0	0-11 0-11 0-11 1-11 1-11 1-11 1-11 1-11	四三•九四六•三四五•八四〇•三四二•二四二•三四二•八四七•三四九•七	四四十分	36 35 34 33	一研究所

をとるべきではなかろうか。このことは大学の財政上の安定性の確保にをとるべきではなかろうか。このことは大学の財政上の安定性の確保に続表における人件的経費は漸次比率の減少をきたし、物件費においては総表における人件的経費と物件的経費との釣合がよくとれていないことにある、という意味であるという声が、新大学制度実施以来きびしく巷間につたえられるのは人件的経費と物件的経費との釣合がよくとれていないことにある、という意味であるという声が、新大学制度実施以来きびしく巷間につたえられるのは人件的経費と物件的経費との釣合がよくとれていないことにある、という意味であるといっ方が、新大学制度実施以来きびしく巷間につたえられるのは人件的経費と物件的経費との釣合がよくとれていないことにある、という意味であるといっても適去の事実からして見ても言ひたえられるのは人件的経費と物件的経費との釣合がよくとれていないことにある、という意味であるといっても適去の事実からして見ても言ひたえられるのは人件的経費と物件的経費との釣合がよくとれていないことにある、という意味であるという方が、新大学制度実施以来きびしく巷間につた。という意味であるという方が、新大学制度を表しては、おおいるという。

きわめて重要な要素と考える。

あろう。大学学制の改革以来常々言われていることながら大学財政の安 基準を作ることは議論を生ずることでもありきわめてむづかしいことで ろうが、無限的に生成発展する教育、研究のためにはあまり固定化した 計的事実の噛み合せによつて、 るから至難なことであろう。 てあるような形態をとつて解説を試みたのであるが現今の大学の予算編 な意見が台頭してきている。大学運営に関する予算に関して私は前述し ある。近時大学予算の在り方については大学関係者の間においても色々 ては特別会計法を設けておつたということも反省の要素の最たるもので 法を講ずることが必要ではなかろうか。かつては大学および学校につい ころであろう。その基本的対策の一つとして大学財政に関する特別な立 定性、恒久性を考慮するための措置としては色々のことが考えられると 基準の確立、 法制化といつてもいろいろな要素を含んでおることであ 簡単な方式を得るにしても歴史的事実と統 ある種の基準はつくることはできるであ

5 各組織を通じ、 変化したことに気付くものである。これらは事項を基幹として科目別内 ろによれば昭和三十六年度以前の同書に比較検討するにその表現が相当 成の方式は前各表に示したような形式はとつていないが実質的には 事業的経費などに一応分類して基礎的な表現をとつたと見るべきであろ の内容としては予算科目を主体として細分類の形態をとつて編成内容を 校等に必要な経費、 必要な経費、 必要な経費、 る程度の進歩であろうか。すなわち国立学校、付属病院、 容別に計上して素人目にも或る程度理解を得られるようにしたことは或 的に使用さるべき部分が幾何であるかということは明瞭ではない。むし 込まれておるものである。しかしながらそれらの中に教育や研究の直接 内容を包括して積算されておるもの教育研究に関連する管理的経費も組 経費としての研究教育用の費用となつておるものではない。いろいろな 示すに至った。多年話題になつておつた管理的経費、教育研究的経費、 間における統計的調査によらざるを得ないであろう。特に研究費の分析 あり実態調整の結果によつても最後的なきめ手を摑むには相 当 長 年 度 算の編成は一率であつて執行についての大学相互の比較は困難なことで おるのであるから各大学共夫々異なつた見解をもち様々なのである。 規模や慣行などあらゆる事態を勘案して学内配当予算を計画し実施して ろ積算内容そのものよりも各大学が配当を受けて後、その大学の事情や これらの改善方法については年々とりおこなわれてはいるが、すつきり 述べたように基準が明確化されない限りけだし止むないことであろう。 を起さないことになるであろうとする理由もあろう。いづれにしても現 するばかりでなく多年にわたつて用いてきたことの方がいたずらな混乱 解されがちであるため、 は至難なものがある。単に研究費というて世間にも概念的には容易に理)変つておるものではない。昭和三十七年度各目明細書に記載したとこ .のように永い間の慣行によって予算の編成が行われておることも前に これら予算に計上された研究費、 学術研究に必要な経費、 学生の厚生補導に必要な経費、 管理に必要な経費、 特別事業等に必要な経費といつた事項に大分類しそ 研究費を細分するとかえつて難かしい説明を要 研究講義に必要な経費、 患者の診療に必要な経費、 学生経費であつても凡て直接的 設備なび施設の更新拡充に 付置研究所の 特殊施設に 看護学 な 7

さらに検討を加える要があると思う。といたことになるには長い時間と研究を要することで単なる思付や独断したことになるのには長い時間と研究を要することで単なる思付や独断したことになるのには長い時間と研究を要することで単なる思付や独断したことになるのには長い時間と研究を要することで単なる思付や独断したことになるのには長い時間と研究を要することで単なる思付や独断したことになるのには長い時間と研究を要することで単なる思付や独断したことになるのには長い時間と研究を要することで単なる思付や独断

あろう。 うに総合研究とか共同研究とかの態勢は少なかつたことも一つの因子で ことであり、 た上に、いわゆる人件的経費と物件的経費がある程度平衡を保つていた 計法のもとに運営されておつて大学学校の自主性が可成はつきりしてい 立つてあまり論議することはなかつた。これは当時大学、 はあつたであろうが、いうなれば大学総長とか学部長に委せきりで、 比 善を加えることは大学管理

運営に

稗益することが大であると信ずるもの 対して平衡を失はないよう配慮し研究費そのものについては抜本的に改 ということからして理工系における拡充は年々進んでおるが大学全体に 状態に達するまでには相当の年月を要することであろう。 である。 昭和の初期においては大学の数も研究所の数も付属病院の数も現在と 一較すると少なく、 表示したところを見るに逐年改善の途を辿つてはおるが十分な 研究についても個人的研究が重視されておつて、今日のよ 学問研究に従事する教官も金のことについては関 科学技術振 学校共特別会 表 興

大学関係歳入予算について

付

・○九%が収入支弁に相当していることがわかる。

二十三万一千円は政府支出金によるものであつて歳出予算のおよそ二○自体歳入予算額百五十六億五百六十六万四千円の差額六百二十億六千百自体歳入予算額百五十六億五百六十六億六千六百八十九万五千円のうち研究所などに関係するものはおおむね次表のとおりである。国立大学な研究所などに関係するものはおおむね次表のとおりである。国立大学な研究所などに関係するものはおおむね次表のとおりである。国立大学な研究所などに関係するものはおおむね次表のとおりである。

@

0

20

◎国立大学関係歳入予賛額表

合	用途指定	物品売	受託調査試験	病院		授業料および	区
計	寄付金収入	払収入	託調査試験および役務収入	収入	宿料	授業料および入学検定料など	分
一五、六〇五、六六四	中、HOO	नेत्र, नेवित	一二六、四九六	一二、四七四、九六六	四0、九八一	ニ、三、二二、二四、千円	37年度予算
							備
							考

および	入 学 検 分 定 子 円	37 年 度	36 年 手 円	1	35 年 年 度 千円	年度	年度 34 年度 33	年度 34 年度 33 年度 79 千円 17.5017.White
;	子 検 上 定	二、二八、一四四	1,10x,0x1	=	二、0一六、三九0	=	二、〇一五、四八七	二、〇一五、四八七 一、九〇一、三七三 一、一
病 院 収	入料	一二、四七四、九六六	九、九九〇、四二〇 四〇、八七〇	٦,4	七、0九五、二五四	四〇、八七〇 四〇、三九六	<u>~</u> .	六、九五四、六一三 六、
務収入受託調査試験およ	な び 役	一二六、四九六	一〇四、三七八		九一、0四八	九一、0四八 七三、三九二		七三、三九二
用金指定寄计金区物 品 売 払 収	以入入	サニセ、兵中七	大七〇、五〇七		五四五、五一八	二、正正正 ニ、ニミル 四八六、八〇八	三八四	八四八六、八〇八五八九、
合計	Τ π	一五、六〇五、六六四	一二、九一八、九九四	カ.	九、七九四、六三五	七九四、六三五 九、五七二、九三五		九、五七二、九三五

最近七ケ年度における国立大学関係歳入予算を参考のため次に掲記す

る

三、 会 計 報 告

昭和36年度 {自昭和36年4月1日} 決 算

国立大学協会

科		Į.	1	当初予算額	予算現額	決算額	予算現額と決 算額との比較	摘 要	
歳	人	の	部	円 3, 208, 000	円 3, 208, 000	円 3, 210, 399	円		
1.	숲		費	2, 482, 000	2, 482, 000	2, 482, 000	0	72大学合計	
2.	預 :	金 利	子	40,000	40,000	42, 048	2, 048	***	
3.	前年	度繰越	額	686, 000	686, 000	686, 351	351		
歳	出	の	部	3, 208, 000	3, 208, 000	2, 319, 240	888, 760		
A	事	業	費	1, 174, 750	1, 174, 750	1, 005, 352	169, 398		
1.	. 総	会	費	400,000	400,000	327, 335	72, 665		
2.	. 役	員 会	費	24, 750	24, 750	12, 053	12, 697		
3.	. 委	員 会	費	150, 000	150,000	104, 134	45, 866		
4	. 会	報発行	費	100, 000	120, 000	110, 930	9, 070	会報第20号,21号 調査研究費より流用増2万円	
5	. 調	查研究	費	500,000	480, 000	450, 900	29, 100	会報発行費へ流用減2万円	
В	事	務	費	1, 105, 000	1, 105, 000	1, 046, 496	58, 504		
1.	. 諸	給	与	850, 000	880,000	874, 160	5, 840	職員3人分 印刷費より流用増3万円	
2.	. 備	品	費	5, 000	5, 000	2,000	3,000	門門員より加力相のカロ	
3.	. 借	用	料	25, 000	25, 000	19, 000	6,000		
4.	. 消	耗 品	費	15, 000	15, 000	11, 840	3, 160		
5.	. 即	刷	費	90,000	60,000	53, 763	6, 237	諸給与へ流用減3万円	
6.	. 通	信	費	60, 000	60,000	41, 458	18, 542		
7.	. 旅		費	35, 000	35, 000	32, 590	2, 410		
8.	. 庁	用諸	費	25, 000	25, 000	11, 685	13, 315		
С	予	備	費	928, 250	928, 250	267, 392	660, 858		
翌年	度為	巣 越	額			891, 159	891, 159		

財 産 目 録

昭和37年3月31日 現在国 立 大 学 協 会

	(1) 定 期 預 金(50万円1口)	500,000円
	(2) 通 知 預 金(30万円1口)	300,000円
	(3) 普通預金	91,159円
-	合 計	891, 159円
2.	備品台帳総計額	
	公印,書庫,書棚,謄写版,名票,石油コンロ,窓日除,	
	書籍,書類整理箱等 28点	64,080円

昭和37年度 {自 昭和37年4月1日} 予算案 昭和38年3月31日

国立大学協会

科目	金額	摘 要
歳みの部	3,413,000円	
1. 会 費 2. 預 金 利 子 3. 前年度繰越額	2, 482, 000 40, 000 891, 000	72大学合計額(各大学の会費は学部数と34年度国立学校決算額との) 「折半比率により算定
歳出の部	3, 413, 000	
A 事 業 費	1, 294, 750	
1. 総 会 費 2. 役員会費 3. 委員会費 4. 会報発行費 5. 調査研究費	400, 000 24, 750 150, 000 120, 000 600, 000	1 回20万円(懇親会, 茶菓弁当など) 年 2回分 役員など33人 1人250円 1回 8,250円 年 3回分 委員など20人 1人250円 1回 5,000円 年 30回分 1 回6万円(510部) 年 2回分 委員会等調査及び研究に要する費用(手当,車代,旅費等)
B 事 務 費	1, 210, 000	
1. 諸 編 与 費料 費 費 料 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費	900, 000 40, 000 40, 000 20, 000 90, 000 60, 000 35, 000 25, 000	給料75万円(職員2人,1人年額平均37万5千円,賞与,昇給を含む) 非常勤1人年15万円 ストープ, 椅子購入 総会場借用(ワイヤレスマイク使用などを含む) 会報以外の諸印刷(タイプを含む) 都内出張5千円を含む ストーブ燃料,図書,新聞,修繕,茶など
C 予 備 費	908, 250	大部分翌年度に繰越して、年度当初の費用等に充当

匹 彙

報

1 国立大学協会会則

則

第二条 第一条 本会は、国立大学相互の緊密な連絡と協力により、その振興に 本会は、国立大学協会と称する。 寄与することを目的とする。

国立大学の振興につき必要な調査研究 本会は、前条の目的を達するために、 次の事業を行う。

その他本会の目的達成に必要な事項 教授および研究上における大学相互の協力授助に関する事

第四条 本会の事務所は、東京都東京大学構内に置く。

第二章

員

第五条 本会は、国立大学を会員として組織する。

員

本会に、次の役員を置く。

会 長 長

副

二十一人(会長、副会長を含む)

理 事 事

第七条 理事および監事は、総会で会員の互選により定める。

第八条 役員の職務は、次のように定める。 会長および副会長は、理事の互選により定める。

会長は、会務を総理し、本会を代表する。

二副会長は、 代理する。 会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を

理事は、

理事会を組織し、

本会運営に関する事項を処理する。

四 監事は、会計を監査する。

第九条 役員の任期は、二年とする。但し、 補欠によつて就任した役員の任期は、 前任者の残任期間とする。 再選することができる。

第四章

総会および理事会は、それぞれその総員の半数以上が出席しなけ 本会の会議は、総会および理事会とする。

れば議事を開くことができない。

3 議事は、すべて出席者の過半教で定める。

第十一条 総会は、毎年一回会長が招集する。ただし、会長が必要と認 めたときまたは会員十名以上から要求があったときは、会長は、 に総会を招集することができる。 臨時

2 会長は、総会の議長となる。

項

第十二条 理事会は毎年二回以上会長が招集する。

2 会長は理事会の議長となる。

第十三条 特別の事項を調査研究するため必要があるときは、 理事会の議を経て、特別委員会を設けることができる。

第五章 会 計

第十四条 第十五条 で終る。 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日 本会の経費は、会費その他の収入をもつてあてる。

第六章

則

第十七条 本公の庶務を処理するため、 第十六条 この会則の改正は、総会の議を経なければならない。 理事会の議を経て必要な職員を

置くことができる。

則

第十八条 この会則は、昭和二十五年七月十三日から施行する。 会則改正 第六条 昭和三十五年六月十七日(第二十回総会) 副会長一名および理事七名増員

(27)

郎藏志人徳美重郎郎一博義顕郎清吉治雄

福高福本遠久三森赤松四石高朝黒山伊黒山杉

浦沢堀坂方橋坂

たたたたたたたたたたたた

第一常置委員会(大学の組織)

制度に関する問題)

(京

各常置委員会委員

覧表

樋水加関渡今市香 人学試験などに関する問題人保佐土美(高人保佐土美(高人保佐土美(高人保佐土美(高人保佐土美(高人保佐土美(高人保佐土美(高人保佐土美(高人保佐土美(高人保佐土美(高人保佐土美(高人民人会</t 口野茂口

一勲郎麿治夫清衛人徳郎 台島小山秋佐山愛横

茶の水梨州 手根商形田賀口媛国重本州戸

大大大大

(28)

委員長 委員長

第六常置委員会(大学財政に関する問 第五常置委員会 第四常置委員会 横 田 嘉 右 衛(人) (大学間の協力に関する問題) (学生の厚生に関する問題 大佐松山高阿小山小杉 山服 野関浅石北 佐 岡 極川 題 太 正 重 衛門 蔵 次 繁 郎 男 郎 熙弘 之 郎 東 滋滋 (大阪 一帯 北 東 九烏 (東京外国語 (東京医科歯科大) 夂 都 京 州 京 京 京外 海 工 取 通山女芸山阪 学水商沢崎 (国語大) 農工大) 芸 子 産 船 術 大大 大大大大 ささささ

> 常置委員会小委員会委員一 覧

岡

久相本香関黒野遠久三平 良田川口沢村 叉 次

愛山

本媛形国

浜

立

ささささささ

徳

九

州

三(お茶の水女子大)

郎

分京

达

覧 表

> (東京大学 (京都 大 学

教教

第三常置委員会専門委員

田

北海道大学学生部長

第七常置委員会(教員養成に関する問題) 玖 稲 佐 谷 高 武 北 福大小長萩 田 久信 匡久正-五 太 志郎市吉祐 雄生玄治 郎 顕 (東北 (奈愛 7 () () () () () () () () () 子 海道学 脚 戸工 商 京 良 知 阪 学 学 業船 島 芸 芸 芸 芸 芸 さささささ 大大大大 さささ

委 長

坂原平柏芦池加柏水 塚木田本藤木野 譲 俊 錦 千 義橘 弥 望之 平秋治夫夫嵩彦 九州 広島 京都 東京 千葉 東北 名古屋〃 東京教育〃 大学 " // 学生部長 // // // // // " //

田尾 尚 志 之 郎 誠

第四常置委員会専門委員

茨城

在行平阿佐宫村

井 部 元

自 信 三

秋忍義亥

東京教育大学体育学部教授 北海道大学事務局保健課長 京都大学保健診療所長 東京大学学生保健診療所長

東京水産大学学生部長 鳥取大学学生部長 お茶の水女子大学学生部長

(オブ 第六常置委員会專門委員 ・ザーバー として参加)

夫 三 東京工業 東京大学事務局長 //

福佐鶴

東京教育 橋 //

信 憲

正

望 書の 提出 (第二十三回総会)

6

催 国立大学協会第二十三回総会(昭和三十六年十一月十七日、 の決議に基ずき、 次に掲載のとおり、要望書 (3種) 十八日開

1. 教官研究費の増額について 昭和三十七年度国立文教施設整備費の増額について

> の上手交した。但し、 副会長、杉野目委員長、 臣及び、人事院総裁不在のため同院事務総長に対しては、茅会長、森戸 を作成し、左記宛これを提出した。この提出先の中、文部大臣、大蔵大 =大学等研究機関における教育者研究者の人材養成計画につい 教官のための公務員宿舎増設について 大学教官の待過改善につい 第3項の人材養成計画についての要望書は、 鶴田事務局長が同行、 て 要望書を持参、直接面談

て

3.

2.

文部大臣 提出先 同政務次官、

同事務次官、

同大学学術局長だけに提出した。

文部

木

万

寿

峻

事務次官 政務次官

大学学術局長

行 信

雄

官房長 管理局長

会計課長 八事課長

石石堀天水宮安天福小緒長

地島域田

大蔵大臣

事務次官 政務次官 政務次官

主計官 主計局次長

谷

川村

寬

野 原

信

本 野

菡

周宣

一夫寬義

主計局長

事務総長

人事院総裁

入 谷

江誠

郎 \equiv 裕

人事官

給与局長 望

忠五

国立大学協会は、 昭和三十六年十一月十七・十八日第二十三回総会を 書

(30)

男茂弥勲繁

の実現方について強く要望します。 に基づき、特に次の二項目については、目下関係当局で昭和三十七年度 開き国立大学の当面する諸問題について討議しましたが、同総会の決議 い予算が審議されている際でもあり、 問題の緊急かつ重要性に鑑み、

も明らかである。 されている教育と研究の完成さえも不可能となることは火を見るより することは科学技術振興の施策はもとより。現在施設不備のため阻害 興の要請に伴ない、その実現は非常に緊迫しており、現状のまま推移 急に解決しなければならない緊急課題である。さらに最近科学技術振 のことは、現在全国立大学における教育と研究の隘路であり、また早 三十七年度における国立文教施設整備費の増額を要望してきたが、こ 昭和三十七年度国立文教施設整備費の増額について 本協会は、予て国立大学施設整備緊急五ケ年計画の一環として昭和

更めて認識され、昭和三十七年度において所要額二百二十七億円 (二 とより学生の補導に必要な基本的施設(学生会館、学生診療所等)さ できるよう措置されたい。 十四万坪)を是非とも予算化し施設整備緊急五ケ年計画が完全に実施 えも殆んどない。このように教育と研究が著しく阻まれている実情を 国立大学の現状は、授業および研究施設の不足と老朽建物の放置はも 従来、他の文教施策の実施に伴ない国立文教施設整備費が制約をう 国立大学の施設整備に支障をきたした事例もしばしばあつたが、

教官研究費の増額について

目標としてその実現方を要望してきたのである。 き上げるため、 現状を憂慮して本協会はさきに教官研究費を終戦前の水準相当額に引 ける学術研究の水準の維持向上を望むことは困難である。このような 達していない。これではわが国の科学発展の基盤である国立大学にお 量も著しく増大しているが、教官研究費は、終戦前の水準相当額にも 最近の学問の急激な進歩に伴ない、研究方法は精密複雑化し、 昭和三十三年度における教官研究費の三倍増を一応の 研究

いては、 昭和三十七年度において教官研究費所要額約百二十九億

> 円を予算化し、一応当初の目標額を達成するよう措置されたい。 昭和三十六年十一月廿九日

国立大学協

会長 茅 誠

司

望

開き、国立大学の当面する諸問題について討議しましたが、 議に基づき、 国立大学協会は、 次の事項の実現方について要望します。 昭和三十六年十一月十七・十八日第二十三回総会を 同総会の決

記

大学教官の待遇改善について

たところであり、関係当局の努力により、 的解決を得られなかつたことは甚だ遣憾である。 要望し続けてきた、大学教官の職務の特殊性に基づく給与改訂の根本 整手当の支給範囲の拡大等について考慮されているが、当協会が多年 十七年度予算概算においては、大学院研究科担当手当の増額初任給調 および初任給調整手当について若干の考慮が払われた。また、昭和三 での給与改善をみたが、教官については、このほかに主として初任給 大学教官の待遇改善については、 前回の総会の決議に基づき要望し 本年十月一般公務員の枠内

面的低下を来たすことは明らかである。 つており、このまま推移するとすれば、 る教育研究の後継者として優秀な人材を確保することが益々困難とな 近大学教官の給与と民間給与の較差が大きくなつたため、大学におけ このように、教官に対する給与の改善がせん延することにより、最 将来わが国学術研究水準の全

重ねて強く要望する。 することを得ないので、 当協会としては、既にこのような現象があらわれている現状を看過 大学教官の待遇改善を緊急に実現されるよう

二 教官のための公務員宿舎増設について

かりでなく、 教官の給与が低いため、従来のように民間から求めることが困難なば **員されつつあるにもかかわらず、これに対応する教官候補者の現状は** 科学技術振興等に伴なう学部学科又は講座の増設により、 むしろ優秀な人材は民間に流れ、 やむを得ず大学間にお 教官が増

最近著るしく急増し、教官需給の隘路となつている。るに、たまたま適任者を得ても住宅がないため採用不能となる事例がいて適材を交流しなければ到底これを充足し得ない状態である。しか

れたい。
飛にし、大学における教育研究の体制を緊急に整備し得るよう措置さまつて、これら教官のための公務員宿舎を増設して、その充足を円

昭和三十六年十一月廿九日

国立大学協会

茅誠

司

Z.

服

望書

大学等研究機関における教育者研究者の人材養成計画について大学等研究機関における教育者研究者は近時甚だしく不足し、その養助が増大し研究者教育者に対する需要量は飛躍的な増大を示している。り、一方民間においてもすぐれた研究条件と待遇をもつて人材を求めり、一方民間においてもすぐれた研究条件と待遇をもつて人材を求めてり、一方民間においてもすぐれた研究条件と待遇をもつて人材を求めてり、一方民間においてもすぐれた研究条件と待遇をもつて人材を求めてり、一方民間においてもすぐれた研究条件と待遇をもつて人材を求めてり、一方民間においてもすぐれた研究条件と待遇をもつて人材を求めては無経済の大学院に優秀な学生を確保することの困難が訴えられる等各種研究機関における教育者研究者は近時甚だしく不足し、その養本供給源としての大学院に優秀な学生を確保することの困難が訴えられる等各種研究機関における教育者研究者の必要性は切実な問題となっており受慮が増大し研究者の低下を来たすことはまことに明らかであり受慮し、大学等研究機関における教育者研究者の必要性は切実な問題となっている。このままに推移すれば将来大学等研究機関の教育者研究者の適正な配置にもたちまち事欠きついには、大学においる。

昭和三十六年十一月廿九日育者研究者の後継者確保のための適切な方策を講ぜられたい。育者研究者の後継者確保のための適切な方策を講ぜられたい。近回としての全体計画を樹立し、これに即応して速かに少壮有為の教通じ国として、長期的継続的見通しと確実な資料に基づき、国公私立大学を文部省はこの際、大学等研究機関における教育者研究者の人材養成計画

国立大学協会

殿

茅乡

誠司

1 国立文教施設整備費増額に関する懇談会

この懇談会の出席者は次の通り。

事務局長、文部省教育施設部計画課馬場事務官茅会長、杉野目委員長、松坂名古屋大学長、山内東京工業大学長、鶴B

同副部長八木徹雄自民党文教調査会長坂田道太、同副会長原田憲、文教部長中村庸一郎

就職に関する申合わせについて 昭和三十七年度以降の大学卒業予定者の

右に関しては、茅会長から左記のとおり通知した。

:=:

昭和三十七年五月十八日国大協庶第一一一号

国立大学協会

会長 茅

各国大学長殿

誠司

合わせを行ないましたので、この趣旨に御醤同下され、この申合わせ事七年度以降の大学卒業予定者の就職に関して別紙(同封)のとおり、申国、公、私立大学各協会代表者および業界代表者など会合し、昭和三十さて、さる四月二日、文部省主催のもとに、文部省会議室において、拝啓 新縁の折柄、いよいよ御清祥のこととおよころび申し上げます。

項の実施にご協力くださるようご通知申し上げます。

敬具

申合わせの内容

努めることを決定した。下記のような申し合わせを行ない、大学側の責任において、その実行に下記のような申し合わせを行ない、大学側の責任において、その実行に校の賛同を得て、昭和三十七年度以降の大学卒業予定者の就職に関して国・丞・私立大学および短期大学の各協会、連盟は、それぞれの会員

ic

十三日(推せん文書の発送期日)以降とすること。いては十月一日(推せん文書の到達期日)以降、技術系については十月1、各大学が求人側に対して卒業予定者を推薦することは、事務系につ

団的な選考に対しては、一切協力しないこと。 したがつて、これらの期日以前に行なわれる求人側の個別的または集

こと。事務系については七月一日以降、技術系については六月一日以降とする事務系については七月一日以降、技術系については六月一日以降とする学生に発表することおよび求人側による就職説明会を開催することは、2、各大学が、公式または非公式のいかんを問わず、求人側の申込みを

つでも取り消すことができるものと見なすこと。ものについては、就職指導上の責任を負わず、学生の意思によつて、い事務系については九月三十日以前、技術系については十月十九日以前の事務系については九月三十日以前

昭和三十七年五月七日

国立大学協会会長

誠

司

公立大学協会会長

永 井 雄 三

郎

日本私立大学協会会長 高 村 象

平

安 倍 能私立大学懇話会会長 野 勝

斉

成

全国公立短期大学協会会長

日本私立短期大学協会会長田 中 静

松本生

太

前会長矢内原忠雄先生告別追悼式

9

二十五日午後一時四十分、遂に逝去された。いで、東大伝研付属病院に入院加寮中であつたが、昭和三十六年十二月受けられ、胃癌が相当進んでいることが発見され、一旦退院なされ、次前会長矢内原忠雄先生には、最初東大病院の木本外科に入院、手術を

全堂に満ちた。 東大の大講堂で告別追悼式が行われたが、先生の偉業をしのぶ参会者は工一十七日午後一時から麹町の女子学院で葬儀が行われ、二十八日には

弔辞を呈した。 この日国立大学協会名をもつて、生花一基を供え、茅会長名をもつて

10 前理事戸田正三先生御逝去

一基を供え、御遺族に対し、茅会長より弔電を寄せられた。大学講堂において大学葬が行われたので、国立大学協会名をもつて花環月二十二日ご退官になり、病気ご療養中逝去なされた。十二月三日金沢四常置委員会委員長としてご協力をいただいていたが、昭和三十六年九四常置委員会委員長としてご協力をいただいていたが、昭和三十六年九の常置委員会委員長としてご協力をいただいていたが、昭和三十六年九の第一級のでは、「大学前学長戸田正三先生には、長年にわたり当協会の理事および第

11 千葉大学長荒木直躬先生御逝去

弔辞を呈された。弔辞を呈された。大学協会名をもつて花環一基を供え、茅会長には、大学荻に出席なされ、二月七日には千葉大学において大学荻が行われたので、国立 荒木直躬先生には病気ご療養中のところ昭和三十七年一月三十日御逝

(33)